京都西山・往生院の承空と藤原資経
―西山本・紙背文書からのアプローチ―

仁藤 智子

キーワード：西山本・紙背文書・承空・西山往生院・藤原資経・宇都宮頼綱

はじめに

西山本とは、鎌倉時代に、京都西山の往生院で筆写された歌書（和歌集や歌物語、歌合など）の総称である。西山は京都府京都市西京区にある大枝山から、小塩山、釈迦岳を背景とする山間地を指し、特に、平安時代後期以降、西方浄土を意識した僧侶によって寺院が建立された。現在の善峯寺と三鈷寺の周辺は、早くから西山と称された三つの尾根に沿って、寺院が建てられた。尾根は、南尾、中尾、北尾の三尾と呼ばれたが、善峯寺本堂

【写真 1】 京都西山・三鈷寺（筆者撮影）

（観音堂）のあるあたりが南尾の法華院、同薬師堂のある中尾に蓮華寿院、三鈷寺のある北尾には往生院があったとされる。[1] 現在、善峯寺は天台宗単立、三鈷寺は西山宗総本山となっている（【写真1】）。

この地は、十一世紀に、浄土教の源信の高弟の一人であった源算上人が、善峯寺（当初は良峯寺）を開山したことに始まる。源算上人が隠棲所として尾根続きの北尾に往生院と称する庵を結んだ。ここには、鎌倉初期に数度も天台宗座主を務めた慈鎮和尚（慈円・父は摂政関白を務めた九条忠通、同母兄弟に九条兼実）が入山しており、天台宗に属する寺院となっていたことがわかる。天台宗では、法然房源空の「専修念仏」を軸とする教学に反発を覚えるものが少なくなかったが、慈円はその弾圧には距離をおいていたようである。[2]

その後、法然房源空の弟子である善恵（善慧）房証空が入山し、西山派の拠点とした。[3] その経済的基盤を支えたのが、法然房源空と善恵（善慧）房証空に師事した東国御家人の宇都宮頼綱であった。[4] 三鈷寺の伝えによれば、

一祖　源算上人
二祖　観性法橋
三祖　慈鎮和尚（慈円）
四祖　善恵（善慧）房証空（西山上人・西山国師）

が、寺門を率いた[5]という。証空の示寂後に、浄土宗はいくつかの宗派に分立する。

- ①法興房浄音（西谷派）
- ②立信房円空（深草派）
- ③観鏡房証入（東山派）
- ④道鏡房証慧（嵯峨派）

└⑤それ以外、遊観房栖空（西山残留、のち西山派）

どの宗派に属しない遊観房栖空は、西山に残って教学を求めた。のちにこの一派は、改めて西山派と呼ばれるようになった。その栖空が示寂した跡を継いだと考えられるのが、「往生院五代長老」承空である。

冒頭で触れた、西山本（承空本を含む）歌書の筆写活動の中心となったのは、承空である。彼は、関東御家人宇都宮頼綱を祖父にもつ人物で、父親は宇都宮泰綱である。祖父頼綱は、鎌倉をめぐる政変に巻き込まれたことにもよるが、拠点の下野国宇都宮やその周辺だけでなく、京都の公家との婚姻関係[6]や文化社会活動、宗教活動などによって、京都にも拠点を持つようになった[7]。頼綱は、元久二（一二〇五）年の牧氏事件後、出家して実信房蓮生と名乗った。実弟の塩谷朝業も三代将軍源実朝に出仕したが、建保七（一二一九）年に実朝が暗殺されると、出家して信生と名乗り、在京する兄の蓮生と行動を主にすることが多かった。晩年に、鎌倉はじめ東国へ旅した折の歌物語として『信生法師日記』が残されている[8]。

彼らの師は、法然の弟子の一人である証空であった。嘉禄三（一二二七）年のいわゆる「嘉禄の法難[9]」の際には、蓮生・信生兄弟も、法然の遺骸を守るため、奔走したことでも知られる。後年、蓮生は師である証空について、西山往生院に入寺し、信仰生活を送った。その後も、往生院と善峯寺は宇都宮氏の援助を受けた[10]。承空が、京都西山で宗教生活を送るようになったのも、祖父以来の縁が影響していたと考えられる。彼の出自や西山往生院での生活の一端、あるいは西山本の伝来過程については、既に発表しているので、参照していただければ幸いである[11]。

西山本とは、承空本に限らず、西山往生院に鎌倉期に伝来した歌書五十一種を指し、その中で、承空が直接筆写活動にかかわった四十一種四十三冊を承空本と呼ぶ（【図1】）。

本稿では、西山本（承空本を含む）の歌書ではなく、その紙背文書を考察の対象としたい。紙背文書とは、もともと何らかの用途で使用された紙（一次利用）の紙背を再利用（二次利用）した時に生ずる、一次利用の文書を指す。西山本、特に承空本の特徴として、紙背を二次利用して、歌書が筆写されていることが挙げられる。承空を、凄まじいまでに歌書の筆写にかきたてたものは何であったのだろうか。そして、それを支えた人的なネットワークとはどのようなものであったのだろうか。承空が居住した西山・往生院とはどのような場所であったのか。本稿では、紙背文書から、鎌倉後期――永仁年間（一二九三～一二九九）――の西山往生院の生活の一端と歌書をめぐる交流を明らかにする。特に、承空と歌書のやり取りがあったと考えられる藤原資経との関係を、両者の間で交わされた書状を手掛かりに再検討していきたい。なお、本稿において対象となる文書は、冷泉家時雨亭叢書『冷泉家歌書紙背文書　下』（朝日新聞社、二〇〇七年）を用いた。西山本紙背文書だけでなく、時雨亭蔵書の調査、翻刻にあたられた藤本孝一氏と田中倫子氏の成果に導かれながら行論していきたいが、本稿で引用した文書の文責は筆者にある。

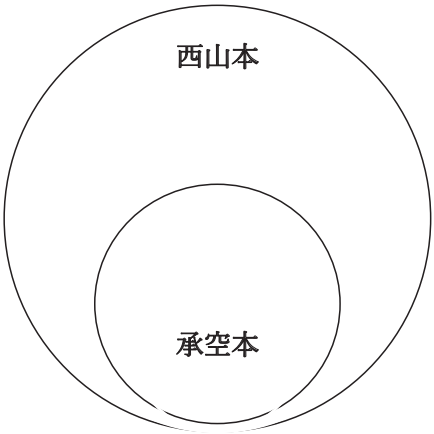

【図 1】　西山本と承空本の関係について

一　紙背文書からみた西山往生院

1　西山本（承空本）紙背文書の特色

西山本（承空本を含む）は、使用した文書を裏返して、二つの方法で冊子としている。[12]

①文書を横長に半切し、それぞれをさらに折って、端を綴じこんで冊子本とする。

②四つに折り、その一箇所に切り込みを入れて袋状の冊子として綴じ込む。

承空本に限定してみると、先述した二つの製本の仕方があるようであるが、①の場合は、開いた二紙で一つの文書に、②の場合は、開くと概ね歌書四頁で一枚の紙背文書をなすことになる。その紙背文書も、元の大きさ、長さを切断して揃えてあるので、紙背文書原形からは、いくつかに分断されていることになる。そのため、紙背文書の原形を完全に復原するためには、紙背文書同士の接合を考慮しなければならないということになる。そこには地道で根気強い作業を必要とするが、今までの分析からいくつかのヒントは得られている。[13]

承空はこのように普段から反故紙を切断して、手元に置いていたと考えられる。そして、寸時を惜しんで、借用した歌書を筆写したようであるから、同時期に筆写された歌書付近に、切断された紙背文書同士が存在することは想定できるのである。[14]そのように考えると、歌書が「いつ、どこで」筆写されたのかが、重要な意味を持つようになる。西山往生院で書き写された歌書の紙背文書は、概ねそこに来た書状やそこで使用された文書であると考えて良いと思われる。

また、「室町宿所」などと京中で行なわれた筆写は、西山から持参した紙類と京中で交わされた文書類の二種があったことを想定しておかないとならない。この点は、留意しておくべきであろう。西山往生院は西山の奥深くに位置し、そこまでの行程は険しい山路となるから、西山から京中への下山には紙類を携帯することはままあるとしても、京中から西山に帰山する際には、筆写し終えた歌書が最も大切であり、使用しなかった紙類を持ち帰るメ

リットはなかったものと考えられる。このような「紙類の移動」も考慮して検討していく必要があるのではないだろうか。

さらに、他の歌書のように、他人に見せることを前提とするなら、筆写の親本の記載方法のまま、漢字ひらがな混じりで筆写すべきである。藤原資経本と呼ばれる一連の歌書群はまさにこの例として挙げることができる。ところが承空本の場合、僧侶社会で多用されていたカタカナを主とする筆記手法をとっている。つまり、承空は漢字ひらがな混じりの親本を、脳内でカタカナに変換して、漢字カタカナ混じりの表記を用いていたことになる。カタカナを使い慣れていたとはいえ、このような表記は承空本の最大の特色となっている。[15]

また、承空本は筆写された時期が、鎌倉後期の永仁から正応年間（一二八八～一二九九）とほぼ限定されている。一方で、テキストとしては、それほど優れたものではなかったという研究成果[16]と結び付けるならば、短時間にあわただしく書写した状況が浮かび上がってくる。すなわち、一般的に歌書の筆写という行為の多くが、他人を意識したものであるのに対して、他者を意識せず、自分のためにできるだけ多くの歌書を短時間に筆写しようとした承空の姿勢が、承空本の二つ目の特色として指摘できるのである。

承空本の四十一種のうち、文書を再利用する形で筆写が行われたもの（紙背文書を有するもの）は、三十七種三十九帖にわたり、紙背文書は二百十六通を数える。このたび、承空本の紙背文書についてデータを作成した。その一部を【表1】として提示する。

西山本全体で年月日が判明するうち一番古い紙背文書は、文書番号309「利□勘文」で文永六（一二六九）年十二月　日付のもので、『貫之集　上』（素寂本）のものである。次のものは、文書番号302「賢算・貞算連署勘文案」で、文永八（一二七一）年十二月　日付のもので、同じく『貫之集　上』（素寂本）のものである。これらは、歌

【表 1】　承空本・紙背文書対応表

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
1	赤人集	表紙	オ	1	栖空書状案（1）
1	赤人集	表紙	ウ	1	栖空書状案（1）
1	赤人集	1	オ	1	栖空書状案（1）
1	赤人集	1	ウ	1	栖空書状案（1）
1	赤人集	4	オ	1	栖空書状案（2）
1	赤人集	4	ウ	1	栖空書状案（2）
1	赤人集	5	オ	1	栖空書状案（2）
1	赤人集	5	ウ	1	栖空書状案（2）
1	赤人集	3	オ	2	栖空書状案
1	赤人集	3	ウ	2	栖空書状案
1	赤人集	2	オ	2	栖空書状案
1	赤人集	2	ウ	2	栖空書状案
1	赤人集	10	オ	3	栖空書状案（1）
1	赤人集	10	ウ	3	栖空書状案（1）
1	赤人集	9	オ	3	栖空書状案（1）
1	赤人集	9	ウ	3	栖空書状案（1）
1	赤人集	6	オ	3	栖空書状案（2）
1	赤人集	6	ウ	3	栖空書状案（2）
1	赤人集	14	オ	4	栖空書状案（1）
1	赤人集	14	ウ	4	栖空書状案（1）
1	赤人集	13	オ	4	栖空書状案（1）
1	赤人集	13	ウ	4	栖空書状案（1）
1	赤人集	11	オ	4	栖空書状案（2）
1	赤人集	11	ウ	4	栖空書状案（2）
1	赤人集	12	オ	4	栖空書状案（2）
1	赤人集	12	ウ	4	栖空書状案（2）
2	家持卿集	2	オ	5	観書状（1）
2	家持卿集	2	ウ	5	観書状（1）
2	家持卿集	3	オ	5	観書状（1）
2	家持卿集	3	ウ	5	観書状（1）
2	家持卿集	表紙	オ	5	観書状（2）
2	家持卿集	表紙	ウ	5	観書状（2）
2	家持卿集	1	オ	5	観書状（2）
2	家持卿集	1	ウ	5	観書状（2）
2	家持卿集	5	オ	6	五七日仏事布施注文（折紙）
2	家持卿集	5	ウ	6	五七日仏事布施注文（折紙）
2	家持卿集	7	オ	7	五七日仏事記（折紙）
2	家持卿集	7	ウ	7	五七日仏事記（折紙）
2	家持卿集	6	オ	7	五七日仏事記（折紙）
2	家持卿集	6	ウ	7	五七日仏事記（折紙）
2	家持卿集	8	オ	8	蓮覚書状
2	家持卿集	8	ウ	8	蓮覚書状
2	家持卿集	9	オ	8	蓮覚書状
2	家持卿集	9	ウ	8	蓮覚書状
2	家持卿集	10	オ	9	定昭書状
2	家持卿集	10	ウ	9	定昭書状
2	家持卿集	11	オ	9	定昭書状
2	家持卿集	11	ウ	9	定昭書状
2	家持卿集	12	オ	10	蓮覚書状
2	家持卿集	12	ウ	10	蓮覚書状
2	家持卿集	13	オ	10	蓮覚書状
2	家持卿集	13	ウ	10	蓮覚書状
2	家持卿集	14	オ	11	某書状
2	家持卿集	14	ウ	11	某書状
2	家持卿集	15	オ	11	某書状
2	家持卿集	15	ウ	11	某書状
2	家持卿集	16	オ	12	某書状
2	家持卿集	16	ウ	12	某書状
2	家持卿集	17	オ	12	某書状
2	家持卿集	17	ウ	12	某書状
2	家持卿集	18	オ	13	道蓮書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
2	家持卿集	18	ウ	13	道蓮書状
2	家持卿集	裏表紙	オ	13	道蓮書状
2	家持卿集	裏表紙	ウ	13	道蓮書状
3	小野篁集	表紙	オ	14	盛徳書状
3	小野篁集	表紙	ウ	14	盛徳書状
3	小野篁集	1	オ	14	盛徳書状
3	小野篁集	1	ウ	14	盛徳書状
3	小野篁集	2	オ	15	承空書状并蓮恵勘返状
3	小野篁集	2	ウ	15	承空書状并蓮恵勘返状
3	小野篁集	3	オ	15	承空書状并蓮恵勘返状
3	小野篁集	3	ウ	15	承空書状并蓮恵勘返状
3	小野篁集	4	オ	16	忠円書状
3	小野篁集	4	ウ	16	忠円書状
3	小野篁集	5	オ	16	忠円書状
3	小野篁集	5	ウ	16	忠円書状
3	小野篁集	6	オ	17	某書状後欠（同一文書）
3	小野篁集	6	ウ	17	某書状後欠（同一文書）
3	小野篁集	7	オ	17	某書状後欠（同一文書）
3	小野篁集	7	ウ	17	某書状後欠（同一文書）
3	小野篁集	8	オ	18	某書状前欠（同一文書）
3	小野篁集	8	ウ	18	某書状前欠（同一文書）
3	小野篁集	9	オ	18	某書状前欠（同一文書）
3	小野篁集	9	ウ	18	某書状前欠（同一文書）
3	小野篁集	10	オ	19	某書状後欠
3	小野篁集	10	ウ	19	某書状後欠
3	小野篁集	11	オ	19	某書状後欠
3	小野篁集	11	ウ	19	某書状後欠
3	小野篁集	12	オ	20	承空書状并照空勘返状
3	小野篁集	12	ウ	20	承空書状并照空勘返状
3	小野篁集	裏表紙	ウ	20	承空書状并照空勘返状
3	小野篁集	裏表紙	オ	20	承空書状并照空勘返状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
5	業平朝臣集	表紙	オ	21	道蓮書状
5	業平朝臣集	表紙	ウ	21	道蓮書状
5	業平朝臣集	1	オ	22	某消息（堅折紙）
5	業平朝臣集	1	ウ	22	某消息（堅折紙）
5	業平朝臣集	3	オ	23	蓮覚書状
5	業平朝臣集	3	ウ	23	蓮覚書状
5	業平朝臣集	4	オ	23	蓮覚書状
5	業平朝臣集	4	ウ	23	蓮覚書状
5	業平朝臣集	5	オ	24	弁雅書状
5	業平朝臣集	5	ウ	24	弁雅書状
5	業平朝臣集	6	オ	24	弁雅書状
5	業平朝臣集	6	ウ	24	弁雅書状
5	業平朝臣集	裏表紙	オ	25	某書状
5	業平朝臣集	裏表紙	ウ	25	某書状
8	忠岑集	表紙	オ	26	某消息（堅折紙）
8	忠岑集	表紙	ウ	26	某消息（堅折紙）
8	忠岑集	裏表紙	オ	26	某消息（堅折紙）
8	忠岑集	裏表紙	ウ	26	某消息（堅折紙）
8	忠岑集	9	オ	27	盛房書状
8	忠岑集	9	ウ	27	盛房書状
8	忠岑集	12	オ	28	頼□書状（1）
8	忠岑集	12	ウ	28	頼□書状（1）
8	忠岑集	13	オ	28	頼□書状（1）
8	忠岑集	13	ウ	28	頼□書状（1）
8	忠岑集	10	オ	28	頼□書状（2）
8	忠岑集	10	ウ	28	頼□書状（2）
8	忠岑集	11	オ	28	頼□書状（2）
8	忠岑集	11	ウ	28	頼□書状（2）
8	忠岑集	表 14	ウ	29	某書状封紙
9	是則集	表紙	オ	30	賦何木連歌懐紙
9	是則集	表紙	ウ	30	賦何木連歌懐紙

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
9	是則集	1	オ	31	某書状
9	是則集	1	ウ	31	某書状
9	是則集	2	オ	32	某書状（堅折紙）
9	是則集	2	ウ	32	某書状（堅折紙）
9	是則集	3	オ	33	賦何船連歌懐紙
9	是則集	3	ウ	33	賦何船連歌懐紙
9	是則集	4	オ	33	賦何船連歌懐紙
9	是則集	4	ウ	33	賦何船連歌懐紙
9	是則集	裏表紙	オ	34	弁雅書状
9	是則集	裏表紙	ウ	34	弁雅書状
10	伊勢集	前	見返し	35	蓮証書状
10	伊勢集	表1	ウ	35	蓮証書状
10	伊勢集	前	表紙	35	蓮証書状
10	伊勢集	表2	オ	35	蓮証書状
10	伊勢集	表3	ウ	36	某書状封紙
10	伊勢集	表4	オ	36	某書状封紙
10	伊勢集	表5	ウ	37	某消息
10	伊勢集	7	オ	38	某書状
10	伊勢集	7	ウ	38	某書状
10	伊勢集	表10	ウ	39	祐甚書状
10	伊勢集	表11	オ	39	祐甚書状
10	伊勢集	12	ウ	40	祐甚書状
10	伊勢集	12	オ	40	祐甚書状
10	伊勢集	表13	ウ	41	某書状封紙
10	伊勢集	表14	オ	41	某書状封紙
10	伊勢集	15	オ	42	承空書状幷頼□勘返状
10	伊勢集	15	ウ	42	承空書状幷頼□勘返状
10	伊勢集	表17	ウ	43	祐□書状
10	伊勢集	16	ウ	43	祐□書状
10	伊勢集	表18	オ	43	祐□書状
10	伊勢集	16	オ	43	祐□書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
10	伊勢集	表19	ウ	44	承空書状封紙
10	伊勢集	表20	オ	44	承空書状封紙
10	伊勢集	表25	オ	45	尊空書状
10	伊勢集	26	ウ	45	尊空書状
10	伊勢集	表28	ウ	45	尊空書状
10	伊勢集	27	オ	45	尊空書状
10	伊勢集	表28	ウ	46	某書状包紙
10	伊勢集	表29	オ	46	某書状包紙
10	伊勢集	表33	オ	47	某書状包紙
10	伊勢集	42	オ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）
10	伊勢集	42	ウ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）
10	伊勢集	43	オ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）
10	伊勢集	43	ウ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）
10	伊勢集	37	オ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（2）
10	伊勢集	37	ウ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（2）
10	伊勢集	38	オ	49	某書状礼紙
10	伊勢集	38	ウ	49	某書状礼紙
10	伊勢集	39	オ	49	某書状礼紙
10	伊勢集	39	ウ	49	某書状礼紙
10	伊勢集	40	オ	50	某消息
10	伊勢集	40	ウ	50	某消息
10	伊勢集	41	オ	50	某消息
10	伊勢集	41	ウ	50	某消息
10	伊勢集	裏表紙	オ	51	某書状
10	伊勢集	裏表紙	ウ	51	某書状
11	貫之集　上	表紙	オ	52	観秀書状
11	貫之集　上	表紙	ウ	52	観秀書状
11	貫之集　上	1	オ	52	観秀書状
11	貫之集　上	1	ウ	52	観秀書状
11	貫之集　上	2	オ	53	良証書状
11	貫之集　上	2	ウ	53	良証書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
11	貫之集　上	3	オ	53	良証書状
11	貫之集　上	3	ウ	53	良証書状
11	貫之集　上	6	オ	54	某書状（1）
11	貫之集　上	6	ウ	54	某書状（1）
11	貫之集　上	7	オ	54	某書状（1）
11	貫之集　上	7	ウ	54	某書状（1）
11	貫之集　上	4	オ	54	某書状（2）
11	貫之集　上	4	ウ	54	某書状（2）
11	貫之集　上	5	オ	54	某書状（2）
11	貫之集　上	5	ウ	54	某書状（2）
11	貫之集　上	10	オ	55	某書状（1）
11	貫之集　上	10	ウ	55	某書状（1）
11	貫之集　上	11	オ	55	某書状（1）
11	貫之集　上	11	ウ	55	某書状（1）
11	貫之集　上	8	オ	55	某書状（2）
11	貫之集　上	8	ウ	55	某書状（2）
11	貫之集　上	9	オ	55	某書状（2）
11	貫之集　上	9	ウ	55	某書状（2）
11	貫之集　上	12	オ	56	閏月月行事次第
11	貫之集　上	12	ウ	56	閏月月行事次第
11	貫之集　上	13	オ	56	閏月月行事次第
11	貫之集　上	13	ウ	56	閏月月行事次第
11	貫之集　上	16	オ	57	照空書状（1）
11	貫之集　上	16	ウ	57	照空書状（1）
11	貫之集　上	14	オ	57	照空書状（2）
11	貫之集　上	14	ウ	57	照空書状（2）
11	貫之集　上	15	オ	57	照空書状（2）
11	貫之集　上	15	ウ	57	照空書状（2）
11	貫之集　上	裏表紙	オ	58	近江国野洲庄名主百姓等言上状
11	貫之集　上	裏表紙	ウ	58	近江国野洲庄名主百姓等言上状
12	貫之集　中	1	オ	57	照空書状（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
12	貫之集　中	1	ウ	57	照空書状（1）
12	貫之集　中	表紙	オ	58	近江国野洲庄名主百姓等言上状
12	貫之集　中	表紙	ウ	58	近江国野洲庄名主百姓等言上状
12	貫之集　中	5	オ	59	静縁書状（1）
12	貫之集　中	5	ウ	59	静縁書状（1）
12	貫之集　中	6	オ	59	静縁書状（1）
12	貫之集　中	6	ウ	59	静縁書状（1）
12	貫之集　中	表 3	ウ	59	静縁書状（2）
12	貫之集　中	表 4	オ	59	静縁書状（2）
12	貫之集　中	2	オ	59	静縁書状（2）
12	貫之集　中	2	ウ	59	静縁書状（2）
12	貫之集　中	7	オ	60	年行事書状包紙・某言上状土代
12	貫之集　中	7	ウ	60	年行事書状包紙・某言上状土代
12	貫之集　中	8	オ	60	年行事書状包紙・某言上状土代
12	貫之集　中	8	ウ	60	年行事書状包紙・某言上状土代
12	貫之集　中	9	オ	61	静坊一時念仏幷分経注文
12	貫之集　中	9	ウ	61	静坊一時念仏幷分経注文
12	貫之集　中	10	オ	61	静坊一時念仏幷分経注文
12	貫之集　中	10	ウ	61	静坊一時念仏幷分経注文
12	貫之集　中	11	オ	62	某書状
12	貫之集　中	11	ウ	62	某書状
12	貫之集　中	12	オ	62	某書状
12	貫之集　中	12	ウ	62	某書状
12	貫之集　中	13	オ	63	某書状
12	貫之集　中	13	ウ	63	某書状
12	貫之集　中	14	オ	63	某書状
12	貫之集　中	14	ウ	63	某書状
12	貫之集　中	15	オ	64	猷□書状（1）
12	貫之集　中	15	ウ	64	猷□書状（1）
12	貫之集　中	16	オ	64	猷□書状（1）
12	貫之集　中	16	ウ	64	猷□書状（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
12	貫之集　中	28	オ	64	猷□書状（2）
12	貫之集　中	28	ウ	64	猷□書状（2）
12	貫之集　中	29	オ	64	猷□書状（2）
12	貫之集　中	29	ウ	64	猷□書状（2）
12	貫之集　中	19	オ	65	某書状
12	貫之集　中	19	ウ	65	某書状
12	貫之集　中	22	オ	66	某書状
12	貫之集　中	19	ウ	66	某書状
12	貫之集　中	表23	ウ	67	某書状礼紙
12	貫之集　中	25	ウ	67	某書状礼紙
12	貫之集　中	表24	オ	67	某書状礼紙
12	貫之集　中	25	オ	67	某書状礼紙
12	貫之集　中	26	オ	68	某書状
12	貫之集　中	26	ウ	68	某書状
12	貫之集　中	27	オ	68	某書状
12	貫之集　中	27	ウ	68	某書状
12	貫之集　中	30	オ	69	某書状
12	貫之集　中	30	ウ	69	某書状
12	貫之集　中	裏表紙	オ	69	某書状
12	貫之集　中	裏表紙	ウ	69	某書状
13	貫之集　下	表紙	オ	70	某書状
13	貫之集　下	表紙	ウ	70	某書状
13	貫之集　下	1	オ	70	某書状
13	貫之集　下	1	ウ	70	某書状
13	貫之集　下	5	オ	71	実弁書状（1）
13	貫之集　下	5	ウ	71	実弁書状（1）
13	貫之集　下	4	オ	71	実弁書状（1）
13	貫之集　下	4	ウ	71	実弁書状（1）
13	貫之集　下	2	オ	71	実弁書状（2）
13	貫之集　下	2	ウ	71	実弁書状（2）
13	貫之集　下	3	オ	71	実弁書状（2）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
13	貫之集　下	3	ウ	71	実弁書状（2）
13	貫之集　下	6	オ	72	承空書状幷覚証勘返状（1）
13	貫之集　下	6	ウ	72	承空書状幷覚証勘返状（1）
13	貫之集　下	7	オ	72	承空書状幷覚証勘返状（1）
13	貫之集　下	7	ウ	72	承空書状幷覚証勘返状（1）
13	貫之集　下	10	オ	72	承空書状幷覚証勘返状（2）
13	貫之集　下	10	ウ	72	承空書状幷覚証勘返状（2）
13	貫之集　下	表8	ウ	73	承空書状封紙
13	貫之集　下	表9	オ	73	承空書状封紙
13	貫之集　下	11	オ	74	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	11	ウ	74	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	12	オ	74	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	12	ウ	74	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	13	オ	74	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	13	ウ	74	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	14	オ	74	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	14	ウ	74	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	15	オ	75	承空書状幷照空勘返状（1）
13	貫之集　下	15	ウ	75	承空書状幷照空勘返状（1）
13	貫之集　下	16	オ	75	承空書状幷照空勘返状（1）
13	貫之集　下	16	ウ	75	承空書状幷照空勘返状（1）
13	貫之集　下	17	オ	75	承空書状幷照空勘返状（2）
13	貫之集　下	17	ウ	75	承空書状幷照空勘返状（2）
13	貫之集　下	18	オ	75	承空書状幷照空勘返状（2）
13	貫之集　下	18	ウ	75	承空書状幷照空勘返状（2）
13	貫之集　下	18	ウ	75	承空書状幷照空勘返状（3）
13	貫之集　下	18	ウ	75	承空書状幷照空勘返状（4）
13	貫之集　下	21	オ	76	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	21	ウ	76	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	22	オ	76	道蓮書状（1）
13	貫之集　下	22	ウ	76	道蓮書状（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
13	貫之集　下	19	オ	76	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	19	ウ	76	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	20	オ	76	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	20	ウ	76	道蓮書状（2）
13	貫之集　下	23	オ	77	蓮空書状
13	貫之集　下	23	ウ	77	蓮空書状
13	貫之集　下	24	オ	77	蓮空書状
13	貫之集　下	24	ウ	77	蓮空書状
13	貫之集　下	裏表紙	オ	78	某書状
13	貫之集　下	裏表紙	ウ	78	某書状
14	増基法師集	表5	オ	79	照空書状
14	増基法師集	3	オ	79	照空書状
14	増基法師集	表4	ウ	79	照空書状
14	増基法師集	3	ウ	79	照空書状
14	増基法師集	表8	オ	80	昌快書状
14	増基法師集	6	オ	80	昌快書状
14	増基法師集	表7	ウ	80	昌快書状
14	増基法師集	6	ウ	80	昌快書状
14	増基法師集	表11	オ	81	某書状
14	増基法師集	9	オ	81	某書状
14	増基法師集	表10	ウ	81	某書状
14	増基法師集	9	ウ	81	某書状
14	増基法師集	表14	オ	82	道昭書状
14	増基法師集	12	オ	82	道昭書状
14	増基法師集	表13	ウ	82	道昭書状
14	増基法師集	12	ウ	82	道昭書状
15	清正集	表紙	オ	83	藤原資経書状
15	清正集	表紙	ウ	83	藤原資経書状
15	清正集	1	オ	83	藤原資経書状
15	清正集	1	ウ	83	藤原資経書状
15	清正集	2	オ	84	某消息

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
15	清正集	2	ウ	84	某消息
15	清正集	3	オ	84	某消息
15	清正集	3	ウ	84	某消息
15	清正集	4	オ	85	某消息
15	清正集	4	ウ	85	某消息
15	清正集	5	オ	85	某消息
15	清正集	5	ウ	85	某消息
15	清正集	6	オ	86	某書状
15	清正集	6	ウ	86	某書状
15	清正集	7	オ	86	某書状
15	清正集	7	ウ	86	某書状
15	清正集	表8	オ	87	成忍書状封紙
15	清正集	表8	ウ	87	成忍書状封紙
15	清正集	裏表紙	オ	88	清空書状
15	清正集	裏表紙	ウ	88	清空書状
16	大中臣頼基集	表紙	オ	89	某書状
16	大中臣頼基集	表紙	ウ	89	某書状
16	大中臣頼基集	6	オ	90	如覚諷誦文
16	大中臣頼基集	1	ウ	90	如覚諷誦文
16	大中臣頼基集	6	ウ	90	如覚諷誦文
16	大中臣頼基集	1	オ	90	如覚諷誦文
16	大中臣頼基集	3	オ	91	定昭諷誦文
16	大中臣頼基集	2	ウ	91	定昭諷誦文
16	大中臣頼基集	3	ウ	91	定昭諷誦文
16	大中臣頼基集	2	オ	91	定昭諷誦文
16	大中臣頼基集	4	オ	92	蓮□諷誦文
16	大中臣頼基集	5	ウ	92	蓮□諷誦文
16	大中臣頼基集	4	ウ	92	蓮□諷誦文
16	大中臣頼基集	5	オ	92	蓮□諷誦文
16	大中臣頼基集	裏表紙	オ	93	信季書状
16	大中臣頼基集	裏表紙	ウ	93	信季書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
17	安法法師集	表紙	オ	94	某三首和歌懐紙
17	安法法師集	表紙	ウ	94	某三首和歌懐紙
17	安法法師集	1	オ	94	某三首和歌懐紙
17	安法法師集	1	ウ	94	某三首和歌懐紙
17	安法法師集	2	オ	95	某書状
17	安法法師集	2	ウ	95	某書状
17	安法法師集	3	オ	96	某書状
17	安法法師集	3	ウ	96	某書状
17	安法法師集	表４	オ	97	□明請文包紙
17	安法法師集	6	オ	98	某消息
17	安法法師集	6	ウ	98	某消息
17	安法法師集	7	オ	99	某書状
17	安法法師集	7	ウ	99	某書状
17	安法法師集	8	オ	100	某書状
17	安法法師集	8	ウ	100	某書状
17	安法法師集	9	オ	100	某書状
17	安法法師集	9	ウ	100	某書状
17	安法法師集	10	オ	101	昭空書状
17	安法法師集	10	ウ	101	昭空書状
17	安法法師集	裏表紙	オ	101	昭空書状
17	安法法師集	裏表紙	ウ	101	昭空書状
18	山田集	表紙	オ	102	某消息
18	山田集	表紙	ウ	102	某消息
18	山田集	1	オ	103	某書状
18	山田集	1	ウ	103	某書状
18	山田集	2	オ	104	某書状
18	山田集	2	ウ	104	某書状
18	山田集	3	オ	104	某書状
18	山田集	3	ウ	104	某書状
18	山田集	4	オ	105	某書状
18	山田集	4	ウ	105	某書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
18	山田集	裏表紙	オ	106	某消息
18	山田集	裏表紙	ウ	106	某消息
19	藤原元真集	表紙	オ	107	覚性書状
19	藤原元真集	表紙	ウ	107	覚性書状
19	藤原元真集	1	オ	107	覚性書状
19	藤原元真集	1	ウ	107	覚性書状
19	藤原元真集	2	オ	108	某書状
19	藤原元真集	2	ウ	108	某書状
19	藤原元真集	3	オ	108	某書状
19	藤原元真集	3	ウ	108	某書状
19	藤原元真集	4	オ	109	某書状
19	藤原元真集	4	ウ	109	某書状
19	藤原元真集	5	オ	109	某書状
19	藤原元真集	5	ウ	109	某書状
19	藤原元真集	6	オ	110	某書状
19	藤原元真集	6	ウ	110	某書状
19	藤原元真集	表８	オ	110	某書状
19	藤原元真集	表７	ウ	110	某書状
19	藤原元真集	9	オ	111	蓮覚書送進状（折紙）
19	藤原元真集	9	ウ	111	蓮覚書送進状（折紙）
19	藤原元真集	10	オ	111	蓮覚書送進状（折紙）
19	藤原元真集	10	ウ	111	蓮覚書送進状（折紙）
19	藤原元真集	11	オ	112	定昭書状
19	藤原元真集	11	ウ	112	定昭書状
19	藤原元真集	12	オ	112	定昭書状
19	藤原元真集	12	ウ	112	定昭書状
19	藤原元真集	13	オ	113	某書状
19	藤原元真集	13	ウ	113	某書状
19	藤原元真集	14	オ	113	某書状
19	藤原元真集	14	ウ	113	某書状
19	藤原元真集	15	オ	114	祐為書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
19	藤原元真集	15	ウ	114	祐為書状
19	藤原元真集	16	オ	115	某書状
19	藤原元真集	16	ウ	115	某書状
19	藤原元真集	裏表紙	オ	116	念仏由緒事書（折紙）
19	藤原元真集	裏表紙	ウ	116	念仏由緒事書（折紙）
19	藤原元真集	25	オ	116	念仏由緒事書（折紙）
19	藤原元真集	25	ウ	116	念仏由緒事書（折紙）
20	義孝朝臣集	表紙	オ	117	高□書状
20	義孝朝臣集	表紙	ウ	117	高□書状
20	義孝朝臣集	表2	オ	118	某書状
20	義孝朝臣集	表1	ウ	118	某書状
20	義孝朝臣集	3	オ	119	某書状
20	義孝朝臣集	3	ウ	119	某書状
20	義孝朝臣集	5	オ	120	清空書状
20	義孝朝臣集	5	ウ	120	清空書状
20	義孝朝臣集	4	オ	120	清空書状
20	義孝朝臣集	4	ウ	120	清空書状
20	義孝朝臣集	7	オ	121	定昭書状
20	義孝朝臣集	7	ウ	121	定昭書状
20	義孝朝臣集	6	オ	121	定昭書状
20	義孝朝臣集	6	ウ	121	定昭書状
20	義孝朝臣集	9	オ	122	頼□書状
20	義孝朝臣集	9	ウ	122	頼□書状
20	義孝朝臣集	8	オ	122	頼□書状
20	義孝朝臣集	8	ウ	122	頼□書状
20	義孝朝臣集	裏表紙	オ	123	美作国打穴保雑掌言上状
20	義孝朝臣集	裏表紙	ウ	123	美作国打穴保雑掌言上状
20	義孝朝臣集	10	オ	123	美作国打穴保雑掌言上状
20	義孝朝臣集	10	ウ	123	美作国打穴保雑掌言上状
20	義孝朝臣集	11	オ	124	某消息
20	義孝朝臣集	11	ウ	124	某消息

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
21	為信集	表紙	オ	125	某書状
21	為信集	表紙	ウ	125	某書状
21	為信集	1	オ	126	祐□書状（1）
21	為信集	1	ウ	126	祐□書状（1）
21	為信集	12	オ	127	某書状（1）
21	為信集	12	ウ	127	某書状（1）
21	為信集	13	オ	127	某書状（1）
21	為信集	13	ウ	127	某書状（1）
21	為信集	2	オ	127	某書状（2）
21	為信集	2	ウ	127	某書状（2）
21	為信集	3	オ	128	覚証書状
21	為信集	3	ウ	128	覚証書状
21	為信集	4	オ	129	承空書状
21	為信集	4	ウ	129	承空書状
21	為信集	表6	オ	130	某書状封紙
21	為信集	表7	ウ	130	某書状封紙
21	為信集	表8	オ	131	某書状封紙
21	為信集	表10	オ	132	栖空書状
21	為信集	表9	ウ	132	栖空書状
21	為信集	11	オ	133	栖空書状
21	為信集	11	ウ	133	栖空書状
21	為信集	表14	ウ	134	頼□書状
21	為信集	表15	オ	134	頼□書状
21	為信集	16	オ	134	頼□書状
21	為信集	16	オ	134	頼□書状
21	為信集	17	オ	135	某書状
21	為信集	17	ウ	135	某書状
21	為信集	裏表紙	オ	135	某書状
21	為信集	裏表紙	ウ	135	某書状
22	御形宣旨集	裏表紙	オ	136	賊何人連歌懐紙（1）
22	御形宣旨集	裏表紙	ウ	136	賊何人連歌懐紙（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
22	御形宣旨集	1	オ	136	賊何人連歌懐紙（1）
22	御形宣旨集	1	ウ	136	賊何人連歌懐紙（1）
22	御形宣旨集	表紙	オ	188	賊何木連歌懐紙（4）
22	御形宣旨集	表紙	ウ	188	賊何木連歌懐紙（4）
23	元輔集	表紙	オ	137	承空書状幷蓮空勘返状
23	元輔集	表紙	ウ	137	承空書状幷蓮空勘返状
23	元輔集	28	オ	138	承空書状
23	元輔集	28	ウ	138	承空書状
23	元輔集	29	オ	139	承空書状
23	元輔集	29	ウ	139	承空書状
23	元輔集	裏表紙	オ	140	照空書状
23	元輔集	裏表紙	ウ	140	照空書状
25	時明朝臣集	表紙	オ	141	某書状（1）
25	時明朝臣集	表紙	ウ	141	某書状（1）
25	時明朝臣集	1	オ	141	某書状（1）
25	時明朝臣集	1	ウ	141	某書状（1）
25	時明朝臣集	2	オ	142	道蓮書状
25	時明朝臣集	2	ウ	142	道蓮書状
25	時明朝臣集	3	オ	142	道蓮書状
25	時明朝臣集	3	ウ	142	道蓮書状
25	時明朝臣集	4	オ	143	本慶書状（1）
25	時明朝臣集	4	ウ	143	本慶書状（1）
25	時明朝臣集	5	オ	143	本慶書状（1）
25	時明朝臣集	5	ウ	143	本慶書状（1）
25	時明朝臣集	7	オ	143	本慶書状（2）
25	時明朝臣集	7	ウ	143	本慶書状（2）
25	時明朝臣集	6	オ	143	本慶書状（2）
25	時明朝臣集	6	ウ	143	本慶書状（2）
25	時明朝臣集	裏表紙	オ	144	某書状
25	時明朝臣集	裏表紙	ウ	144	某書状
27	清少納言集	表3	ウ	145	某書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
27	清少納言集	4	オ	145	某書状
27	清少納言集	裏表紙	ウ	145	某書状
27	清少納言集	5	ウ	145	某書状
28	重之女集	表紙	オ	146	雑具注文
28	重之女集	表紙	ウ	146	雑具注文
28	重之女集	1	オ	147	照空書状
28	重之女集	1	ウ	147	照空書状
28	重之女集	2	オ	147	照空書状
28	重之女集	2	ウ	147	照空書状
28	重之女集	3	オ	148	蓮□書状
28	重之女集	3	ウ	148	蓮□書状
28	重之女集	4	オ	148	蓮□書状
28	重之女集	4	ウ	148	蓮□書状
28	重之女集	5	オ	149	某書状
28	重之女集	5	ウ	149	某書状
28	重之女集	6	オ	149	某書状
28	重之女集	6	ウ	149	某書状
28	重之女集	裏表紙	オ	150	某書状
28	重之女集	裏表紙	ウ	150	某書状
29	道命阿闍梨集	表紙	オ	151	某消息
29	道命阿闍梨集	表紙	ウ	151	某消息
29	道命阿闍梨集	1	オ	151	某消息
29	道命阿闍梨集	1	ウ	151	某消息
29	道命阿闍梨集	2	オ	152	某書状
29	道命阿闍梨集	2	ウ	152	某書状
29	道命阿闍梨集	3	オ	152	某書状
29	道命阿闍梨集	3	ウ	152	某書状
29	道命阿闍梨集	4	オ	153	承空書状（1）
29	道命阿闍梨集	4	ウ	153	承空書状（1）
29	道命阿闍梨集	5	オ	153	承空書状（1）
29	道命阿闍梨集	5	ウ	153	承空書状（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
29	道命阿闍梨集	6	オ	153	承空書状（2）
29	道命阿闍梨集	6	ウ	153	承空書状（2）
29	道命阿闍梨集	7	オ	153	承空書状（2）
29	道命阿闍梨集	7	ウ	153	承空書状（2）
29	道命阿闍梨集	8	オ	154	承空書状幷藤原資経勘返状
29	道命阿闍梨集	8	ウ	154	承空書状幷藤原資経勘返状
29	道命阿闍梨集	9	オ	154	承空書状幷藤原資経勘返状
29	道命阿闍梨集	9	ウ	154	承空書状幷藤原資経勘返状
29	道命阿闍梨集	10	オ	155	定□書状
29	道命阿闍梨集	10	ウ	155	定□書状
29	道命阿闍梨集	11	オ	155	定□書状
29	道命阿闍梨集	11	ウ	155	定□書状
29	道命阿闍梨集	12	オ	156	某書状
29	道命阿闍梨集	12	ウ	156	某書状
29	道命阿闍梨集	13	オ	156	某書状
29	道命阿闍梨集	13	ウ	156	某書状
29	道命阿闍梨集	14	オ	157	承空書状幷照空勘返状
29	道命阿闍梨集	14	ウ	157	承空書状幷照空勘返状
29	道命阿闍梨集	15	オ	157	承空書状幷照空勘返状
29	道命阿闍梨集	15	ウ	157	承空書状幷照空勘返状
29	道命阿闍梨集	表17	ウ	158	某書状封紙
29	道命阿闍梨集	表18	オ	158	某書状封紙
29	道命阿闍梨集	表21	ウ	159	承空書状幷照空勘返状封紙
29	道命阿闍梨集	表22	オ	159	承空書状幷照空勘返状封紙
29	道命阿闍梨集	表23	オ	159	承空書状幷照空勘返状封紙
29	道命阿闍梨集	24	オ	160	某書状
29	道命阿闍梨集	24	ウ	160	某書状
29	道命阿闍梨集	25	オ	160	某書状
29	道命阿闍梨集	25	ウ	160	某書状
29	道命阿闍梨集	26	オ	161	某書状
29	道命阿闍梨集	26	ウ	161	某書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
29	道命阿闍梨集	27	オ	161	某書状
29	道命阿闍梨集	27	ウ	161	某書状
29	道命阿闍梨集	28	オ	162	導蓮書状（1）
29	道命阿闍梨集	28	ウ	162	導蓮書状（1）
29	道命阿闍梨集	29	オ	162	導蓮書状（1）
29	道命阿闍梨集	29	ウ	162	導蓮書状（1）
29	道命阿闍梨集	30	オ	162	導蓮書状（2）
29	道命阿闍梨集	30	ウ	162	導蓮書状（2）
29	道命阿闍梨集	裏表紙	オ	162	導蓮書状（2）
29	道命阿闍梨集	裏表紙	ウ	162	導蓮書状（2）
30	大中臣輔親集	表紙	オ	163	定昭書状
30	大中臣輔親集	表紙	ウ	163	定昭書状
30	大中臣輔親集	1	オ	163	定昭書状
30	大中臣輔親集	1	ウ	163	定昭書状
30	大中臣輔親集	2	オ	164	□俊書状
30	大中臣輔親集	2	ウ	164	□俊書状
30	大中臣輔親集	3	オ	164	□俊書状
30	大中臣輔親集	3	ウ	164	□俊書状
30	大中臣輔親集	4	オ	165	某消息
30	大中臣輔親集	4	ウ	165	某消息
30	大中臣輔親集	5	オ	165	某消息
30	大中臣輔親集	5	ウ	165	某消息
30	大中臣輔親集	6	オ	166	□蓮書状
30	大中臣輔親集	6	ウ	166	□蓮書状
30	大中臣輔親集	7	オ	166	□蓮書状
30	大中臣輔親集	7	ウ	166	□蓮書状
30	大中臣輔親集	8	オ	167	某書状（堅折紙）
30	大中臣輔親集	8	ウ	167	某書状（堅折紙）
30	大中臣輔親集	9	オ	167	某書状（堅折紙）
30	大中臣輔親集	9	ウ	167	某書状（堅折紙）
30	大中臣輔親集	10	オ	168	某書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
30	大中臣輔親集	10	ウ	168	某書状
30	大中臣輔親集	11	オ	168	某書状
30	大中臣輔親集	11	ウ	168	某書状
30	大中臣輔親集	12	オ	169	覚蓮書状
30	大中臣輔親集	12	ウ	169	覚蓮書状
30	大中臣輔親集	裏表紙	オ	169	覚蓮書状
30	大中臣輔親集	裏表紙	ウ	169	覚蓮書状
31	師大納言母集	1	オ	188	賊何木連歌懐紙（3）
31	師大納言母集	1	ウ	188	賊何木連歌懐紙（3）
31	師大納言母集	表紙	オ	188	賊何木連歌懐紙（3）
31	師大納言母集	表紙	ウ	188	賊何木連歌懐紙（3）
31	師大納言母集	裏表紙	オ	188	賊何木連歌懐紙（4）
31	師大納言母集	裏表紙	ウ	188	賊何木連歌懐紙（4）
32	家経朝臣集	表紙	オ	170	某書状礼紙
32	家経朝臣集	表紙	ウ	170	某書状礼紙
32	家経朝臣集	1	オ	170	某書状礼紙
32	家経朝臣集	1	ウ	170	某書状礼紙
32	家経朝臣集	2	オ	171	摂津国生嶋庄庄官書状
32	家経朝臣集	2	ウ	171	摂津国生嶋庄庄官書状
32	家経朝臣集	3	オ	171	摂津国生嶋庄庄官書状
32	家経朝臣集	3	ウ	171	摂津国生嶋庄庄官書状
32	家経朝臣集	4	オ	172	某書状
32	家経朝臣集	4	ウ	172	某書状
32	家経朝臣集	5	オ	172	某書状
32	家経朝臣集	5	ウ	172	某書状
32	家経朝臣集	6	オ	173	成忍結解状
32	家経朝臣集	6	ウ	173	成忍結解状
32	家経朝臣集	7	オ	173	成忍結解状
32	家経朝臣集	7	ウ	173	成忍結解状
32	家経朝臣集	8	オ	174	成□書状
32	家経朝臣集	8	ウ	174	成□書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
32	家経朝臣集	9	オ	174	成□書状
32	家経朝臣集	9	ウ	174	成□書状
32	家経朝臣集	10	オ	175	念阿諷誦文
32	家経朝臣集	10	ウ	175	念阿諷誦文
32	家経朝臣集	11	オ	175	念阿諷誦文
32	家経朝臣集	11	ウ	175	念阿諷誦文
32	家経朝臣集	12	オ	176	経阿諷誦文
32	家経朝臣集	12	ウ	176	経阿諷誦文
32	家経朝臣集	裏表紙	オ	176	経阿諷誦文
32	家経朝臣集	裏表紙	ウ	176	経阿諷誦文
33	範永朝臣集	表紙	オ	177	某書状（1）
33	範永朝臣集	表紙	ウ	177	某書状（1）
33	範永朝臣集	1	オ	177	某書状（1）
33	範永朝臣集	1	ウ	177	某書状（1）
33	範永朝臣集	5	オ	177	某書状（2）
33	範永朝臣集	5	ウ	177	某書状（2）
33	範永朝臣集	6	オ	177	某書状（2）
33	範永朝臣集	6	ウ	177	某書状（2）
33	範永朝臣集	表 2	ウ	178	某書状封紙
33	範永朝臣集	表 3	オ	178	某書状封紙
33	範永朝臣集	7	ウ	179	某書状（1）
33	範永朝臣集	7	オ	179	某書状（1）
33	範永朝臣集	裏表紙	ウ	179	某書状（1）
33	範永朝臣集	裏表紙	オ	179	某書状（1）
33	範永朝臣集	4	ウ	179	某書状（2）
33	範永朝臣集	4	オ	179	某書状（2）
34	藤三位集	1	オ	136	賊何人連歌懐紙（2）
34	藤三位集	1	ウ	136	賊何人連歌懐紙（2）
34	藤三位集	表紙	オ	136	賊何人連歌懐紙（2）
34	藤三位集	表紙	ウ	136	賊何人連歌懐紙（2）
34	藤三位集	4	オ	188	賊何木連歌懐紙（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
34	藤三位集	4	ウ	188	賊何木連歌懐紙（1）
34	藤三位集	表紙	オ	188	賊何木連歌懐紙（1）
34	藤三位集	表紙	ウ	188	賊何木連歌懐紙（1）
34	藤三位集	表紙	ウ	188	賊何木連歌懐紙（1）
34	藤三位集	2	オ	188	賊何木連歌懐紙（2）
34	藤三位集	2	ウ	188	賊何木連歌懐紙（2）
34	藤三位集	3	オ	188	賊何木連歌懐紙（2）
34	藤三位集	3	ウ	188	賊何木連歌懐紙（2）
35	京極大殿御集	1	オ	189	某書状（1）
35	京極大殿御集	1	ウ	189	某書状（1）
35	京極大殿御集	2	オ	189	某書状（1）
35	京極大殿御集	2	ウ	189	某書状（1）
35	京極大殿御集	表紙	オ	189	某書状（2）
35	京極大殿御集	表紙	ウ	189	某書状（2）
35	京極大殿御集	3	オ	190	雑具注文
35	京極大殿御集	3	ウ	190	雑具注文
35	京極大殿御集	4	オ	191	某書状
35	京極大殿御集	4	ウ	191	某書状
35	京極大殿御集	裏表紙	オ	191	某書状
35	京極大殿御集	裏表紙	ウ	191	某書状
36	顕網朝臣集	表紙	オ	126	祐□書状（1）
36	顕網朝臣集	表紙	ウ	126	祐□書状（1）
36	顕網朝臣集	12	オ	126	祐□書状（2）
36	顕網朝臣集	12	ウ	126	祐□書状（2）
36	顕網朝臣集	13	オ	126	祐□書状（2）
36	顕網朝臣集	13	ウ	126	祐□書状（2）
36	顕網朝臣集	裏表紙	オ	127	某書状（2）
36	顕網朝臣集	裏表紙	ウ	127	某書状（2）
36	顕網朝臣集	1	オ	192	円頓戒相承血脈
36	顕網朝臣集	1	ウ	192	円頓戒相承血脈
36	顕網朝臣集	2	オ	193	某書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
36	顕網朝臣集	2	ウ	193	某書状
36	顕網朝臣集	3	オ	193	某書状
36	顕網朝臣集	3	ウ	193	某書状
36	顕網朝臣集	4	オ	193	捧物員数注文
36	顕網朝臣集	4	ウ	194	捧物員数注文
36	顕網朝臣集	5	オ	194	捧物員数注文
36	顕網朝臣集	5	ウ	194	捧物員数注文
36	顕網朝臣集	6	オ	195	導蓮書状
36	顕網朝臣集	6	ウ	195	導蓮書状
36	顕網朝臣集	7	オ	195	導蓮書状
36	顕網朝臣集	7	ウ	195	導蓮書状
36	顕網朝臣集	8	オ	196	道蓮書状
36	顕網朝臣集	8	ウ	196	道蓮書状
36	顕網朝臣集	9	オ	196	道蓮書状
36	顕網朝臣集	9	ウ	196	道蓮書状
36	顕網朝臣集	10	オ	197	祐□書状
36	顕網朝臣集	10	ウ	197	祐□書状
36	顕網朝臣集	11	オ	197	祐□書状
36	顕網朝臣集	11	ウ	197	祐□書状
38	基俊朝臣集	8	オ	141	某書状（2）
38	基俊朝臣集	8	ウ	141	某書状（2）
38	基俊朝臣集	裏表紙	オ	141	某書状（2）
38	基俊朝臣集	裏表紙	ウ	141	某書状（2）
38	基俊朝臣集	表紙	オ	198	某書状
38	基俊朝臣集	表紙	ウ	198	某書状
38	基俊朝臣集	1	オ	199	某諷誦文
38	基俊朝臣集	1	ウ	199	某諷誦文
38	基俊朝臣集	2	オ	200	某諷誦文
38	基俊朝臣集	2	ウ	200	某諷誦文
38	基俊朝臣集	3	オ	201	専性諷誦文
38	基俊朝臣集	3	ウ	201	専性諷誦文

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
38	基俊朝臣集	4	オ	202	某諷誦文
38	基俊朝臣集	4	ウ	202	某諷誦文
38	基俊朝臣集	5	オ	203	某諷誦文
38	基俊朝臣集	5	ウ	203	某諷誦文
38	基俊朝臣集	6	オ	204	承空書状幷照空勘返状
38	基俊朝臣集	6	ウ	204	承空書状幷照空勘返状
38	基俊朝臣集	7	オ	205	某書状
38	基俊朝臣集	7	ウ	205	某書状
39	信生法師集	裏表紙	オ	参考1	某消息
39	信生法師集	裏表紙	ウ	参考1	某消息
39	信生法師集	表紙	オ	206	尭観書状（1）
39	信生法師集	表紙	ウ	206	尭観書状（1）
39	信生法師集	1	オ	206	尭観書状（1）
39	信生法師集	1	ウ	206	尭観書状（1）
39	信生法師集	2	オ	206	尭観書状（2）
39	信生法師集	2	ウ	206	尭観書状（2）
39	信生法師集	3	オ	206	尭観書状（2）
39	信生法師集	3	ウ	206	尭観書状（2）
39	信生法師集	4	オ	207	歌題等書付
39	信生法師集	4	ウ	207	歌題等書付
39	信生法師集	11	オ	208	導蓮書状（1）
39	信生法師集	11	ウ	208	導蓮書状（1）
39	信生法師集	12	オ	208	導蓮書状（1）
39	信生法師集	12	ウ	208	導蓮書状（1）
39	信生法師集	9	オ	208	導蓮書状（2）
39	信生法師集	9	ウ	208	導蓮書状（2）
39	信生法師集	10	オ	208	導蓮書状（2）
39	信生法師集	10	ウ	208	導蓮書状（2）
39	信生法師集	7	オ	208	導蓮書状（3）
39	信生法師集	7	ウ	208	導蓮書状（3）
39	信生法師集	8	オ	208	導蓮書状（3）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
39	信生法師集	8	ウ	208	導蓮書状（3）
39	信生法師集	13	オ	208	導蓮書状（4）
39	信生法師集	13	ウ	208	導蓮書状（4）
39	信生法師集	14	オ	208	導蓮書状（4）
39	信生法師集	14	ウ	208	導蓮書状（4）
39	信生法師集	18	オ	209	寿観書状（1）
39	信生法師集	18	ウ	209	寿観書状（1）
39	信生法師集	17	オ	209	寿観書状（1）
39	信生法師集	17	ウ	209	寿観書状（1）
39	信生法師集	15	オ	209	寿観書状（2）
39	信生法師集	15	ウ	209	寿観書状（2）
39	信生法師集	16	オ	209	寿観書状（2）
39	信生法師集	16	ウ	209	寿観書状（2）
39	信生法師集	19	オ	210	某書状
39	信生法師集	19	ウ	210	某書状
39	信生法師集	20	オ	210	某書状
39	信生法師集	20	ウ	210	某書状
39	信生法師集	21	オ	211	某書状
39	信生法師集	21	ウ	211	某書状
40	城美の前司集	表紙	オ	212	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	表紙	ウ	212	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	1	オ	212	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	1	ウ	212	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	2	オ	213	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	2	ウ	213	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	3	オ	213	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	3	ウ	213	最俊書状（折紙）
40	城美の前司集	4	オ	214	□尭書状（1）
40	城美の前司集	4	ウ	214	□尭書状（1）
40	城美の前司集	5	オ	214	□尭書状（1）
40	城美の前司集	5	ウ	214	□尭書状（1）

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
40	城美の前司集	6	オ	214	□尭書状（2）
40	城美の前司集	6	ウ	214	□尭書状（2）
40	城美の前司集	7	オ	214	□尭書状（2）
40	城美の前司集	7	ウ	214	□尭書状（2）
40	城美の前司集	8	オ	214	□尭書状（3）
40	城美の前司集	8	ウ	214	□尭書状（3）
40	城美の前司集	9	オ	214	□尭書状（3）
40	城美の前司集	9	ウ	214	□尭書状（3）
40	城美の前司集	10	オ	215	道蓮書状（1）
40	城美の前司集	10	ウ	215	道蓮書状（1）
40	城美の前司集	11	オ	215	道蓮書状（1）
40	城美の前司集	11	ウ	215	道蓮書状（1）
40	城美の前司集	12	オ	215	道蓮書状（2）
40	城美の前司集	12	ウ	215	道蓮書状（2）
40	城美の前司集	13	オ	215	道蓮書状（2）
40	城美の前司集	13	ウ	215	道蓮書状（2）
44	朝光集	断簡 1	オ	216	某書状
44	朝光集	断簡 1	ウ	216	某書状
45	四条宮下野集	1	オ	180	某書状
45	四条宮下野集	1	ウ	180	某書状
45	四条宮下野集	2	オ	181	某書状
45	四条宮下野集	2	ウ	181	某書状
45	四条宮下野集	3	オ	182	某書状
45	四条宮下野集	3	ウ	182	某書状
45	四条宮下野集	4	オ	182	某書状
45	四条宮下野集	4	ウ	182	某書状
45	四条宮下野集	5	オ	183	定昭書状
45	四条宮下野集	5	ウ	183	定昭書状
45	四条宮下野集	6	オ	183	定昭書状
45	四条宮下野集	6	ウ	183	定昭書状
45	四条宮下野集	7	オ	184	□守書状

番号	歌書	頁	表裏	文書	紙背文書
45	四条宮下野集	7	ウ	184	□守書状
45	四条宮下野集	8	オ	184	□守書状
45	四条宮下野集	8	ウ	184	□守書状
45	四条宮下野集	9	オ	185	某書状
45	四条宮下野集	9	ウ	185	某書状
45	四条宮下野集	10	オ	185	某書状
45	四条宮下野集	10	ウ	185	某書状
45	四条宮下野集	11	オ	186	某申状土代
45	四条宮下野集	11	ウ	186	某申状土代
45	四条宮下野集	12	オ	186	某申状土代
45	四条宮下野集	12	ウ	186	某申状土代
45	四条宮下野集	14	オ	187	某書状幷某勘返状
45	四条宮下野集	14	ウ	187	某書状幷某勘返状
45	四条宮下野集	15	オ	187	某書状幷某勘返状
45	四条宮下野集	15	ウ	187	某書状幷某勘返状

書の奥書に「承空上人寄進之」と記されているので、承空のもとにあった蔵書となる。[17]

承空が筆写したものでは、文書番号188永仁五（一二九七）年正月十日付「賊何木連歌懐紙」の紙背を利用した歌書が古い。この紙背文書は、22『御形宣旨集』、31『師大納言母集』、34『藤三位集』にも及んでいるので、連歌で使用された長い料紙をいくつにも切断して用いていることが知られる。このうち『師大納言母集』は、永仁五年三月二十六日に西山房（西山）で筆写されいることが奥書から知られる。また、『藤三位集』も、同年三月二十九日に西山菊房で筆写されていることがわかる。この二例から、文書番号188「賊何木連歌懐紙」は、西山で切断されて、歌書の筆写に再利用されたと考えることに無理はないであろう。

そうなると、『御形宣旨集』も、同じ時期に筆写されたと考えることができるようになる。紙背文書が本来の役目をはたして、歌書の筆写に使われるようになるのは、時間的にあまり差異がないことを考え合わせると、筆写の年月日がわからない歌書の筆写時期も、再利用された状況、同じ歌書群の紙背文書の近しさから、想定することが可能な場合も出てくると考えられる。

2　紙背文書から見える永仁年間の西山往生院

西山という場所、往生院の概略については先に述べた。往生院について考える際に、「三鈷寺文書」は大きな手掛かりを与えてくれる。大山喬平氏は、京都大学文学部に伝わる「三鈷寺文書」二十九通を精査して、大山喬平編著『京都大学文学部　博物館の古文書9　浄土宗西山派と三鈷寺文書』（思文閣出版、一九九二年）として公刊した。それによると、京都大学に所蔵されている文書のほかに、三鈷寺に伝存するもの、東京大学法学部に伝わる一群の存在を確認しているという。現在、「文化遺産オンライン」で京都国立博物館に所蔵される十一通を閲覧する

ことができる。[18] これらの文書は、明治初期に、寺外に流失したとされている。三鈷寺文書からの検討は後日の課題として、本稿では西山本の紙背文書から、当該期の往生院の様相を明らかにしたい。

西山本（承空本を含む）紙背文書の多くは、書状や消息であるとされるが、大きく四つに分類できる。

①歌書や聖教の貸し借りや筆写に関する文学・仏教関係
②承空の師である栖空の追善供養など仏事関係
③往生院の生活基盤である所領や生活関係
④連歌関係

このうち、②に注目すると、永仁年間の往生院に住侍・奉仕していた僧侶たちの群像をとらえることができる。前稿で、栖空の没後後の仏事（文書番号6「五七日仏事布施注文」・文書番号7「五七日仏事記」、ともに『家持卿集』紙背文書）関連文書などから、永仁五（一二九七）年から同六（一二九八）年にかけて、西山往生院に住侍していた僧侶が明らかになった。[19] これらと同時期の往生院の仏事の様子を伝える文書が、文書番号61「静坊一時念仏並分経注文」（『貫之集　中』）である。

■文書番号61「静坊一時念仏並分経注文」（『貫之集　中』9オ・ウ、10ウ・オ）【写真2】

静坊一時念仏幷分経
梵網経　頭　本浄坊
中　証道房
末　善戒房

大経上　頭　了縁房
　　中　玄観房
　　末　教念房
同経下　頭　禅智房
　　中　了教房
　　末　唯信房
観経上　頭　円性房
　　中　禅如房
　　末　正受房
阿弥陀経各一巻
　　成観房
　　誠信房
　　道智房
　　本道房
　　蓮慧房
　　蓮覚房
永仁五年十月廿六日

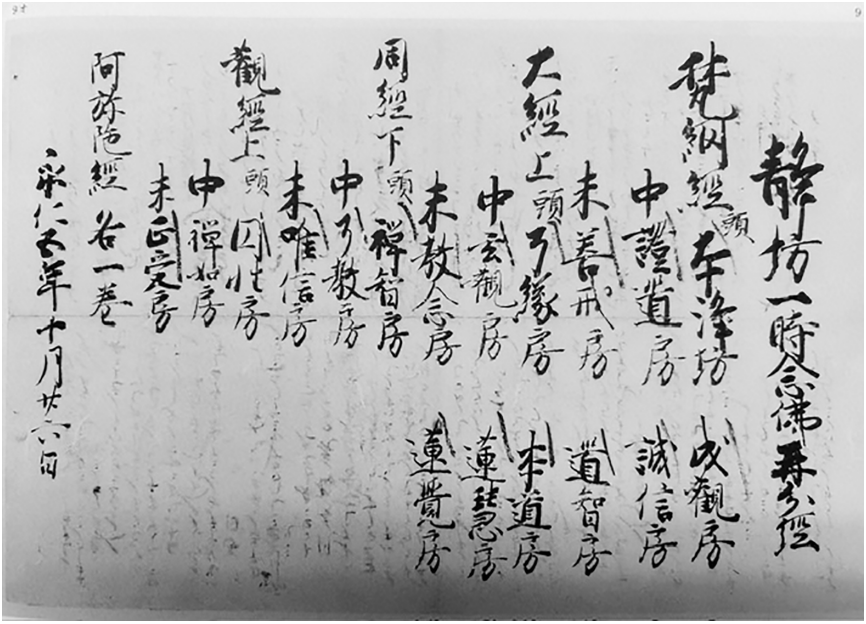

【写真 2】　文書番号 61「静坊一時念仏並分経注文」
（『冷泉家時雨亭叢書　冷泉家歌書紙背文書　下』所収、朝日新聞社、二〇〇七年）から部分）

これと同様の文書が、文書番号288の「浄坊分経注文」（『歌合　文治二年十月廿二日』後見返・後表紙）にある。静坊とは、観性法橋が居住した房舎のことである。これを継承した証空も静坊を称したとされる[20]。先述した文書番号61とほぼ同じ構成の注文であるので、欠けた部分には、それぞれのおそらく読経（転読か）を担当した僧侶名が入ると考えられる。ちなみに、証空は宝治元（一二四七）年十一月二十六日に示寂しているので、文書61の日付「永仁五年十月廿六日」は、その月命日にあたっている。288の「浄坊御月」も同様に月命日のものと考えられるのではないだろうか。

■文書番号288「浄（静）坊分経注文」（『歌合　文治二年十月廿二日』後見返・後表紙）

浄坊御月

静坊御月［　］

梵網経　頭　了［　］（縁房ヵ）

中　明［　］（聖房ヵ）

末　玄［　］（観房ヵ）

大経上　頭　想［　］＊（想恵房ヵ）

中　禅［　］＊（禅如房または禅智房ヵ）

末　静［　］＊（静恵房または静縁房ヵ）

同経下　頭　観［　］＊（観意房ヵ）

中　如［　］＊（如覚房ヵ）

末　静［　］＊（静恵房または静縁房ヵ）
観経　頭　道［　］＊（道明房ヵ）
中　本［　］（蓮房ヵ）
末　義［　］（覚房ヵ）
阿弥陀経各一□［　］
［　　］

この文書から、静坊と浄坊は、「じょうぼう」と読んでいたことがわかる。この二つの文書と前稿で検討した文書などを合わせて、②の仏事関連文書に見える永仁五年から同六年に西山往生院に居住・奉仕した僧侶をまとめると【表2】になる。この表をもとに、文書番号288の欠損部分を想定すると＊のような僧侶名になると考えられる。また、阿弥陀経の後には、「一巻」と六名程度の僧侶名が列記されていたと想定できる。

当寺の往生院には、注文を記した玄観房承空を含めて三十名前後の僧侶と下級僧の「承仕」「権承仕」数名程度が住侍して、奉仕していたことが知られる。さらに、仏事のために、他所から来訪した僧侶もいたことがわかる。これらの僧侶数から考えると、西山・往生院は、小さな山間の寺院とは言えないのではないだろうか。当該期の、大寺院とは異なる、京周辺の寺院の生態が判明する貴重な史料ということができる。ここに見える僧侶一人一人の足跡を追跡すると、往生院をめぐる人的ネットワークを捉えることができるのではないか。後日に期したい。

以上みてきたように、西山本（承空本を含む）の紙背文書の特質と、そのうち②にあたる仏事関係の文書を検討

【表 2】 永仁年間の西山往生院に居住・奉仕した僧侶

	紙背文書名	閏月月行事次第	静坊一時念仏並分経注文	浄坊分経注文	五七日仏事布施注文	五七日仏事記	諷誦文	諷誦文
	文書番号	56	61	288	6	7	90/91/92	200/2001/2002/2003
		永仁 5 年 10 月	永仁 5 年 10/26	欠	永仁 6 年 5/22	永仁 6 年 5/23	永仁 6 年 5/22.6/6	永仁 6 年 5/22.6/6
1	玄觀房		○	○	○			
2	戒勤房				○			
3	証道房		○		○	○		
4	了縁房		○	○	○	○		
5	教証房				○			
6	明聖房			○	○			
7	専性房				○			○
8	教念房	○	○		○			
9	想恵房			▲推定	○			
10	禅智房	○	○	▲推定	○			
11	観意房			▲推定	○			
12	法智房	○			○			
13	了教房	○	○		○			
14	唯信房	○	○		○			
15	静恵房			▲推定	○			
16	円性房	○	○		○			
17	禅如房	○	○	▲推定	○			
18	如覚房	○		○	○		○	
19	禅覚房			▲推定	○			
20	正受房		○		○			
21	静縁房			▲推定	○			
22	成観房		○		○			
23	玄忍房				○			
24	誠信房		○		○			
25	道智房		○	▲推定	○			
26	本道房		○		○			
27	蓮恵房		○		○		○	
28	道明房	○			○			
29	善戒房		○		○	○		
30	生智房				●客僧			
31	修善房				●客僧			
32	本蓮房			○				
33	義覚房			○				
34	本浄房		○					
35	蓮覚房		○					
36	越前律師					●客		
37	定昭						●不住	
	〈承仕〉							
38	行忍				○			
39	如意				○			
40	禅光				○			
	〈権承仕〉							
41	□文				○			
42	彦一				○			
		9 名	18 人	12 + α 人	36 人	4 人	3 人	1 人
				▲推定		承空の筆		

してきたが、明らかになったことをまとめておきたい。

西山本の紙背文書を考える際に、廃棄された場所と再利用された場所の「紙の移動」を考慮しなければならない。これは西山本に限ったことではないが、西山という市井から隔絶した場所と「室町宿所」など京内の場所を往来している承空という僧の行動を考えると、どのように紙を調達しているか、そしてどこで筆写しているかは意味を持つことになる。また、承空は漢字ひらがな混じりの祖本を、脳内でカタカナに変換して、漢字カタカナ混じりの表記を用いていたことや、他者を意識せず、短期間で歌書を筆写していることも西山本の特色でもある。

紙背文書が本来の役目を果たし終えて反故とされ、歌書の筆写に使われるようになるのに、西山本では時間的にあまり差異がないことを考え合わせると、筆写の年月日がわからない歌書の筆写時期も、紙背文書への再利用状況から想定することが可能な場合も出てくる。特に、鎌倉期には、歌書の筆写活動が、文化的な活動であると同時に、きわめて政治的な背景を持つものであったことに留意しなければならない[21]。そのためには、紙背文書と歌書を切り離して考察するのではなく、表裏一体の歴史史料であると認識することが必要であろう。

また、②仏事関係の紙背文書を検討すると、栖空の最晩年から示寂したあたり、年号でいうと永仁五年から六年ごろの西山往生院に住侍した僧侶や往来した僧侶の概数が判明した。当時の大寺院ではない、洛外の中規模寺院の僧侶たちの日常生活や承空をめぐる人たちの動き（ネットワーク）がどのような広がりを持ってくるのか、今回作成した紙背文書データベースのデータを更新しながら活用することで明らかになってくると思われる。また別の機会に譲りたい。

二　紙背文書からみた藤原資経と承空

次に、先述した四つの部類のうち、①歌書や聖教の貸し借りや筆写に関する文学・仏教関係を検討してみたい。ここでは、藤原資経と承空との関係を検討する。

藤原資経という人物については、かつて甘露寺資経と混同されていたことがあった。甘露寺資経とは、藤原北家勧修寺流の吉田定経の息子で、祖父吉田経房の養子となって、家督を継いだ人物である。その死没は、建長三（一二五一）年七月のことであり、たくさんの歌書を筆写した藤原資経の活動期間と大きく隔たるため、別人であることは明白である。[22] この人物について、時雨亭叢書の調査と研究、公刊に携わった藤本孝一氏は、「二条家の家司」であるという説を出されている。[23] 大変魅力的な説であるが、まずは、紙背文書に残る藤原資経の文書を見てみたい。

西山本の紙背文書四百二十六通（承空本の紙背文書は二百十六通）の中には、承空と藤原資経との間で交わされたと考えられる書状が三通ある。

(1)文書番号83　藤原資経書状（『清正集』の紙背文書）
(2)文書番号47・48　承空書状並藤原資経勘返状（『伊勢集』の紙背文書）
(3)文書番号154　承空書状幷藤原資経勘返状（『道命阿闍梨集』の紙背文書）

ここでは、それぞれの文書がどの歌書の紙背であるか、その紙背文書のグループにおいて、どのようなことが推測できるか、ということを考えながら、それぞれの文書を読み解いていきたい。

1　『清正集』の紙背文書

『清正集』とは、藤原北家の流れをくむ平安中期の官人である藤原清正（きよただ・生年未詳～九五八年）の家集である。曽祖父は藤原冬嗣、祖父は良門、父は堤中納言と呼ばれた歌人の利基である。[24] 清正は、天長八（九三〇）年に従五位下に叙されて、紀伊・備前などの地方官を歴任した。天慶九（九四六）年に村上天皇が即位すると、殿上を許されて、天皇に近侍した。天暦年間（九四七～九五七）に催行された歌合せなどに和歌を奏上したことが知られ、数々の勅撰和歌集に合わせて二十九首が入集している。『清正集』は、清正の死後、十一世紀までには成立していたと考えられる。[25]

西山本『清正集』は、紙縒でとじた袋綴じの冊子本で、右下に破損が認められる。そのため、歌集も紙背文書も欠損している。西山本の伝来が確認されたことにより、書陵部御所本の祖本であることが判明した。[26] 表紙には承空の花押が記され、末には、

永仁六年六月八日於
室町宿所書写了
承空

「（別筆）承空上人／寄進之」

とあるので、本集が永仁六（一二九八）年六月に洛中の「室町宿所」で承空の手によって筆写されたことがわかる。また、「（別筆）承空上人／寄進之」により、承空没後にまとめて寄進された歌書の中に本集があったことも明確である。

これらの情報のうち、紙背文書を考えるうえで重要なのは、永仁六年六月八日に洛中の室町宿所に滞在していた

【表3】 西山本『清正集』（永仁6年6月8日筆写・室町宿所）紙背文書

西山本番号	歌書名			文書	文書名		年月日	人名	備考
15	清正集	前見返し	オ	83	藤原資経書状	1	△永仁6年6月8日以前	資経	万葉抄
	清正集	前表紙	ウ	83	藤原資経書状				
	清正集	1	ウ	83	藤原資経書状				
	清正集	1	オ	83	藤原資経書状				（後欠）
	清正集	2	ウ	84	某消息	2	△永仁6年6月8日以前		（前欠）
	清正集	2	オ	84	某消息				
	清正集	3	オ	84	某消息				
	清正集	3	ウ	84	某消息				
	清正集	4	ウ	85	某消息	3	△永仁6年6月8日以前		（中欠）
	清正集	4	オ	85	某消息				
	清正集	5	オ	85	某消息				
	清正集	5	ウ	85	某消息				
	清正集	6	ウ	86	某書状	4	△永仁6年6月8日以前	うつのみや入道	卅五日
	清正集	6	オ	86	某書状				四十九日
	清正集	7	オ	86	某書状				
	清正集	7	ウ	86	某書状				
	清正集	表8	オ	87	成忍書状封紙	5	△永仁6年6月8日以前	にしやま殿	
	清正集	表9	ウ	87	成忍書状封紙			成忍	
	清正集	後見返し	オ	88	清空書状	6	△永仁6年6月8日以前	清空	
	清正集	後表紙	ウ	88	清空書状				

△は推定される年年月日を示す。紙背文書はその性格上、歌書の筆写年月日より早い。

承空の手元に、これらの紙背文書があったということである。そのような視点で、紙背文書を整理すると【表3】のようになる。紙背文書は、歌書が筆写された六月八日以前のものになるはずである。

その中で注目されるのは、文書番号86「某書状」である。この文書は後欠であるが、前も欠けている可能性がある。ここでは「うつのミやの入道こそ死なれて候なれ」と記されており、この「うつのミやの入道」は、永仁六年五月一日に没した承空の実兄・宇都宮景綱（僧名・蓮瑜）であったと考えられる。また、続く文章で、「卅五日もけふあすにて候にや」と記され、「四十九日などすき候なハ御くだり候へく候」といわれている。法事とその後の挙動についてのべられているわけであるが、卅五日（五七日）と四十九日（七七日）が誰の法要なのかで理解が多少前後する。田中倫子氏は、承空の師で四月に亡くなった栖空の法要であったとし、五月二十二日を指すと解釈される。[27] また、兄の宇都宮景綱と考えれば、その卅五日は六月五

日であるから、この書状は、六月五日または六日にしたためられたものであると推測できる。どちらにせよ、四十九日も過ぎれば東国へ下ることができるといっているが、東国へ下る人物に敬語が使われていることに留意しておきたい。この書状は、五月下旬もしくは六月初頭に、承空のもとに「ひなのもの」とともに届いたことは間違いない。承空は受領後まもなく、反故にして歌書を書き写したと考えることができる。文書番号84「書状」・同85「書状」もおそらく室町宿所で受領したものであろう。

文書番号87は、成忍からの書状の封紙である。「にしやま殿」は承空を指すと考えられるが、この成忍に関係する文書は、ほかに文書番号173に「結解状」、同174「書状」が残っている。結解状とは、算用状ともいい、荘園からの年貢や公事などの年間収支報告書であり、そこに署名・花押を記していることから、西山往生院の経済基盤の管理に携わっていたことが知られる。

文書番号88書状をしたためた清空は、文書番号120にも見える。こちらは、「小法師」の入寺のことが記されている。また、反故紙について「反古は諷誦文等卅枚ハかがりとりあつめて候、持参候」と記し、承空が筆写活動に使う反故紙を、清空が院内で集約していた姿が記される。院内に承空がいれば「持参」すると書状にしたためる必要はないので、この書状は院外に滞在する承空に出されたものであると考えられる。

そのように考えるならば、これら、承空の周辺に来た書状であるが、西山から持参したものではなく、京内おそらく「室町宿所」で授受したものが少なくないと考えられる。

それをふまえた上で、藤原資経の書状を取り上げたい。本文書は（後欠）となっているが、「万葉抄二帖（註尺 範抄）」が注目される。

■文書番号83「藤原資経書状」（『清正集』前表紙・前見返し・1オ・1ウ）

（端裏捻封上書）

「（墨引）　　資経」

一［　　］申状恐入候、

上人御入滅事、企二参上一可二訪申一之由相存候之間、

于レ今不二申候一之処、将満レ忌居候歟、仍参二言上一之間、

且捧二愚状一候、当時之大益還可二賀申一候歟、

万葉抄二帖（注記範抄）慥返一献レ之、未二終功一候之間、多年

取籠之条、返々不レ敵二次第一候（也ヵ）（於）今者不レ可二奉忘一候、

例卒［　（取ヵ）］二可レ返二（取）替一給候、［　　］

資経

（後欠）

冒頭に「上人御入滅事」とあるが、これは承空の師であった栖空を指すと考えられる。[28] 栖空の示寂に際し、西山を訪問して弔意を示したいと思っていたが、既に「満忌」[29]を迎えられてその時期を逸してしまったと書かれているが、栖空は永仁六年四月十七日に没しており、その仏事が西山で行われたことは先述した通りである。[30] 四十九日は六月五日と考えられる。なかなか筆写することができず長くお借りしてしまったが、承空から借りていた「万葉抄二帖」を確かにお返ししたと記されている。[31] この書状の（後欠）部分には、年月日と宛先が明記されていたと想定

できる。すなわち、六月八日に『清正集』は筆写されているので、その直前に、「万葉抄二帖」が返却される際の藤原資経からの詫びを含んだ礼状あるいは添え状と解することができる。先に見た四十九日が六月五日であることを加味すると、文書の授受した時期は狭まり、その場所も「室町宿所」であったと想定できる。

以上の考察から、栖空の法要を終えて忌明けした承空が、西山を下山して洛中の「室町宿所」にて、手元に来た書状や消息などの紙背を利用して、歌書の筆写が行われていたことを示すものであったと考えられる。「室町宿所」は、洛中における承空の活動拠点であり、そこにおいて藤原資経から「万葉抄」の返却を受けていたことは、ここが筆写活動の前提となる歌書の受け渡し場所であったことを物語る。この場所が、どのような場所であったのかは重要である。

この時期、永仁六年六月に「室町宿所」で筆写されたことが明らかな歌書は、『清正集』のほかには、奥書から判明する限り、19『藤原元眞集』の、

永仁六年六月廿四日於／室町宿所書写了／承空

（別筆）承空上人　寄進之

と、2『家持卿集』の、

永仁六年六月廿五日／於室町宿所書写了／承空

（別筆）承空上人／寄進之

がある。承空は、少なくとも六月五日以降、同二十五日までは「室町宿所」に滞留して、歌書の筆写活動に従事していたことが明らかである。『家持卿』の紙背文書に、文書番号6の「五七日仏事布施注文」が含まれている。これは、西山往生院で使用された注文が仏事の終了とともに不要とされて、西山を下った承空の背に負わされてい

た紙類と考えられる。この「室地宿所」での歌書の筆写に費やされた紙類は、承空自身が西山から持参したものや、清空などによって取りまとめられて後日配送されたもの、さらに京内で受領した書状類などであったことがわかる。

2 『伊勢集』の紙背文書

『伊勢集』は、宇多中宮であった藤原温子に仕えた女房・伊勢の歌集である。和歌集というより、その構成は歌物語の形式をとっており、成立は十世紀中ごろと考えられている[32]。

『伊勢集』の紙背文書は、【表4】の通り、十七通を数える。文書一通を四面にしているものと、半紙の書状を二等分しているものが混在している。その多くが欠損のため、意味が取りにくい。書状を差し出した人物の一人である蓮証は西山本の中で、ここしか出てこない。蓮という字は、宇都宮家の僧名の通字として用いられているので、ゆかりの人物かもしれない。また、差出人として署名が残る祐甚は、祐□も同一人物だとすると、紙背文書のなかで数か所に見える人名である（文書番号39・40・43・126・197）。しかし、どの文書も欠損が多く、にわかに判明しない。尊空もここしか出てこない人物名である。そのため、月日が判明しているものも、年の判定が難しい。

『伊勢集』は、その奥書によれば、

永仁五年三月廿八日於西山／菊坊令書写了

（別筆）承空上人／寄進之

とあるので、西山本（承空本）歌書のなかでも、永仁五（一二九七）年三月という早い段階で筆写されていることが知られる。この筆写に利用された紙背文書は、歌書の筆写より先と考えられるので、二月や三月の日付の書状

【表 4】　西山本『伊勢集』（永仁 5 年 3 月 28 日筆写・西山）紙背文書

西山本番号	歌書名			文書	文書名		年月日	人名	備考
10	伊勢集	前	見返し	35	蓮証書状	1	△永仁 5 年 2 月 22 日	蓮証	（前欠）
	伊勢集	表 1	ウ	35	蓮証書状				
	伊勢集	前	表紙	35	蓮証書状				
	伊勢集	表 2	オ	35	蓮証書状				
	伊勢集	表 3	ウ	36	某書状封紙	2	△永仁 5 年 3 月 28 日以前		
	伊勢集	表 4	オ	36	某書状封紙				
	伊勢集	表 5	ウ	37	某消息	3	△永仁 5 年 3 月 28 日以前		（前欠）
	伊勢集	7	オ	38	某書状	4	△永仁 5 年 3 月 28 日以前		（前欠）
	伊勢集	7	ウ	38	某書状				
	伊勢集	表 10	ウ	39	祐甚書状	5	△永仁 5 年 3 月 28 日以前	祐甚	（前欠）
	伊勢集	表 11	オ	39	祐甚書状				
	伊勢集	12	ウ	40	祐甚書状		△永仁 5 年 3 月 10 日	祐甚	（前欠）
	伊勢集	12	オ	40	祐甚書状				
	伊勢集	表 13	ウ	41	某書状封紙	6	△永仁 5 年 3 月 28 日以前	承空カ	
	伊勢集	表 14	オ	41	某書状封紙				
	伊勢集	15	オ	42	承空書状幷頼□勘返状	7	△永仁 5 年 2 月 29 日	頼□	（前欠）
	伊勢集	15	ウ	42	承空書状幷頼□勘返状			承空	
	伊勢集	表 17	ウ	43	祐□書状	8	△永仁 5 年 2 月 23 日	祐□	（前欠）
	伊勢集	16	ウ	43	祐□書状				
	伊勢集	表 18	オ	43	祐□書状				
	伊勢集	16	オ	43	祐□書状				
	伊勢集	表 19	ウ	44	承空書状封紙	9	△永仁 5 年 3 月 28 日以前	承空	
	伊勢集	表 20	オ	44	承空書状封紙			烏丸宿所	
	伊勢集	表 25	オ	45	尊空書状	10	△永仁 4 年 8 月 19 日	尊空	（前欠）
	伊勢集	26	ウ	45	尊空書状				
	伊勢集	表 28	ウ	45	尊空書状				
	伊勢集	27	オ	45	尊空書状				
	伊勢集	表 28	ウ	46	某書状包紙	11	△永仁 5 年 3 月 28 日以前	（玄観御房カ）	（前欠）
	伊勢集	表 29	オ	46	某書状包紙			□	
	伊勢集	表 33	オ	47	某書状包紙	12		□	
	伊勢集	42	オ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）	13	△永仁 5 年 3 月 28 日以前	資経	万葉注
	伊勢集	42	ウ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）			承空	家集
	伊勢集	43	オ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）				いかなる物
	伊勢集	43	ウ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（1）				
	伊勢集	37	オ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（2）	14	△永仁 5 年 3 月 19 日	資経	
	伊勢集	37	ウ	48	承空書状幷藤原資経勘返状（2）			承空	
	伊勢集	38	オ	49	某書状礼紙	15	△永仁 5 年 3 月 28 日以前		両界私記
	伊勢集	38	ウ	49	某書状礼紙				
	伊勢集	39	オ	49	某書状礼紙				
	伊勢集	39	ウ	49	某書状礼紙				
	伊勢集	40	オ	50	某消息	16	△永仁 5 年 3 月 28 日以前		（後欠）
	伊勢集	40	ウ	50	某消息				
	伊勢集	41	オ	50	某消息				
	伊勢集	41	ウ	50	某消息				
	伊勢集	裏表紙	オ	51	某書状	17	△永仁 5 年 3 月カ		玄義抄
	伊勢集	裏表紙	ウ	51	某書状				

△は推定される年年月日を示す。紙背文書はその性格上、歌書の筆写年月日より早い。

類は、永仁五年のものと考えるのが自然であろう。西山本の場合、先に見た『清正本』の紙背文書の例によれば、書状や消息は早くに反故とされて、再利用される傾向が看て取れるからである。

さて、ここで承空と藤原資経とのやり取りを見てみよう。

■文書番号47「承空書状並藤原資経勘返状（1）」（『伊勢集』42オ・ウ、43ウ・オ）

【写真3】

（端裏切封上書）

「『（墨引）』　『資経』」

（異筆、以下同じ）

「彼二帖さ候へハこそ懈怠候て猶未書終候、

必今度可進候」

万葉注共ハあきて候ハゝ可返給候也、

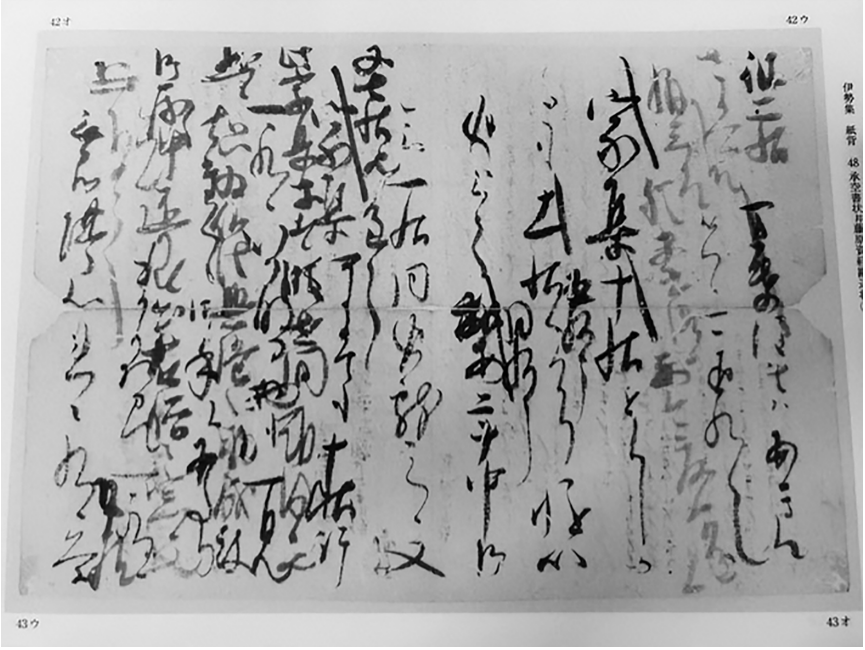

【写真3】　文書番号47「承空書状並藤原資経勘返状」

（『冷泉家時雨亭叢書　冷泉家歌書紙背文書　下』所収、朝日新聞社、二〇〇七年）から部分）

「ー」「ー」　　「ー返給候了」

家集十帖と候しかとも、十一帖候ハかり慥以

「ー同給候了」　　「ー」

返上之、弘安年中御会一帖同返献之候、

又七帖欺、進之候、此家集等は頗世間難得候歟、然

又家集何にても十帖許可給候、いかなる物も一見

者只為仏法興隆之助成、被御房中、不可被出在俗之

仕たく候、御手にあたり候ハんにまかせて可

定候欺、恐惶謹言、　資経」

給候、無御隔心連ゝ給候条、（★に続くか）

■文書番号48「承空書状幷藤原資経勘返状（2）」（『伊勢集』35ウ、37オ）

（★より続くか）

真実難有存候、此御報答にハ息災延命御祈を

してまいらせ候へく候、日ゝ時ゝ勤共一向可

奉廻向候也、毎事期後信候、恐ゝ謹言

三月十九日　　承空

勘返状とは、元の書状の余白・行間に返事を書き入れて返信した文書で、元の書状と返信が一つの文書の中に同居している形となっている。承空が濃墨でしたためた書状に、藤原資経は淡墨で返事を書いている。右の文書から、承空から藤原資経への書状を取り出してみると次のようになる。

［承空から藤原資経への書状］

（端裏切封上書）「『（墨引）』　　『資経』」

万葉注共ハあきて候ハ、可二返給一候也、家集十帖と候しかとも、十一帖候ハかり

慥以返一上レ之、弘安年中御会一帖同返献之候、

又家集何にても十帖許可レ給候、いかなる物も一見仕たく候、

御手にあたり候ハんにまかせて可レ給候、無二御隔心一連、給候条、

（欠あるか）

真実難二有存一候、此御報答にハ息災延命御祈を

してまいらせ候へく候、日、時、勤共一向可

レ奉二廻向一候也、毎事期後信候、恐、謹言

承空

三月十九日

この書状は、永仁五年あるいはその前年三月十九日に出されたもので、その後、資経より返書があり、承空の手元で役目を終えて反故とされて、永仁五年三月二十八日の『伊勢集』の筆写に使用されたものと思われる。

まず、承空から資経に対して、「万葉注」の返却が求められた。それに対し、資経は「彼二帖さ候へハこそ懈怠候て、猶未書終候、必今度可進候」と、まだ二帖ほど筆写が終わっていないので、今度必ずお返しします、という返答が寄せられた。

次に、承空から、（資経から）お借りした家集十帖かと思ったが、十一帖を確かにお返ししましたと伝えると、資経からは「一返給候了」と返却を確認した旨が返答されている。さらに「弘安年中御会一帖」もお返ししたと承空が記すと、「一同給候了」と資経が返却されたと確認している。

そこで新たに承空が、「家集何にても十帖許」いかなるものも見てみたいので、貸していただけないかと資経にお願いをすると、資経からは「頗る世間でも得難き」家集七帖が承空に貸し出されたことが知られる。おそらく、この書状と一緒に、資経から承空の手元に七冊の家集が渡ったと考えてよいのではないだろうか。

この時の資経からの返書に「ただ仏法興隆之助成のために」という文言が見えることについて、田中氏は、次のように述べている。

文学関係は資経が、反対に浄土教関係は承空が先達であった様子が読み取れる。承空と資経の繋がりが、文学方面だけでなく宗教面にもあったことは注目される。[33]

傾聴すべき見解である。承空は、資経の信心に感謝し、「此御報答にハ息災延命御祈をしてまいらせ候へく」と資経の息災と延命を祈願して仏道に勤仕していくと綴っている。

以上みてきたように、栖空が存命中の、永仁五年三月頃に、既に承空と藤原資経が歌書のやり取りをしていたことがわかった。この文書だけでも、承空から資経へ「万葉抄」が、資経から承空へ少なくない数の歌書の貸借があったことが知られる。既に、藤本氏が承空本の祖本は資経本であると述べているが、[34]その貸借が単なる書籍のや

り取りだけでなく、仏教という宗教を介在する二人の人間関係の上に成り立っていたことがこの書状から読み取れる。

3 『道命阿闍梨集』の紙背文書

最後に、『道命阿闍梨集』についてみていきたい。

道命（九七四～一〇二〇）は、藤原兼家を祖父、道綱を父に持つ。母は源近広の女であった。早くに出家して天台座主・良源のもとで修業した。花山上皇や和泉式部などとも親交があったと伝えられる。晩年には天王寺別当にも補せられた。『後拾遺和歌集』以下の勅撰集に五十七首入集する歌人としても知られている。

『道命阿闍梨集』の紙背文書は、十四通を数える（【表5】）。そのほとんどが書状で、興味深いことに、承空が出したと思われる書状二通も含まれている。宛先から何らかの事情で回収されたものか、あるいは案文だったのか、不明である。

また、この紙背文書の中では、承空と照空の間で交わされた勘返状も二通あり、今回は、聖教の貸借に関するものである。照空は、このほか文書番号20（『小野篁集』）、57（『貫之集　上』）、75（『同　下』）、79（『増基法師集』）、101（『安法法師集』）、140（『元輔集』）、147（『重之女集』）、204（『基俊朝臣集』）にも見えている。承空と共に往生院の経営にかかわった様子がうかがえるが、別の機会に検討したい。この『道命阿闍梨集』の紙背文書を、年月日のわかるものを中心にすると、永仁四（一二九六）年秋から冬のものが大半を占める。

さて、この『道命阿闍梨集』は、次のような奥書・勘物を持つ。

【表 5】　西山本『道命阿闍梨集』（永仁五年正月 19 日筆写・西山）紙背文書

西山本番号	歌書名			文書	文書名		年月日	人名	備考
29	道命阿闍梨集	表紙	オ	151	某消息	1	△永仁 5 年正月 19 日以前		後欠か
	道命阿闍梨集	表紙	ウ	151	某消息				
	道命阿闍梨集	1	オ	151	某消息				
	道命阿闍梨集	1	ウ	151	某消息				
	道命阿闍梨集	2	オ	152	某書状	2	△永仁 5 年正月 19 日以前		後欠
	道命阿闍梨集	2	ウ	152	某書状				
	道命阿闍梨集	3	オ	152	某書状				
	道命阿闍梨集	3	ウ	152	某書状				
	道命阿闍梨集	4	オ	153	承空書状（1）	3	△永仁 5 年正月 19 日以前		玄義五帖
	道命阿闍梨集	4	ウ	153	承空書状（1）				
	道命阿闍梨集	5	オ	153	承空書状（1）				房主
	道命阿闍梨集	5	ウ	153	承空書状（1）				
	道命阿闍梨集	6	オ	153	承空書状（2）	4	△永仁 4 年 10 月 21 日	承空	
	道命阿闍梨集	6	ウ	153	承空書状（2）				
	道命阿闍梨集	7	オ	153	承空書状（2）				
	道命阿闍梨集	7	ウ	153	承空書状（2）				
	道命阿闍梨集	8	オ	154	承空書状幷藤原資経勘返状	5	△永仁 4 年 11 月 5 日	資経	安楽集
	道命阿闍梨集	8	ウ	154	承空書状幷藤原資経勘返状			承空	
	道命阿闍梨集	9	オ	154	承空書状幷藤原資経勘返状			資経	
	道命阿闍梨集	9	ウ	154	承空書状幷藤原資経勘返状			承空	
	道命阿闍梨集	10	オ	155	定□書状	6	△永仁 4 年 11 月 21 日	定□（信カ）菊御房	
	道命阿闍梨集	10	ウ	155	定□書状				
	道命阿闍梨集	11	オ	155	定□書状				
	道命阿闍梨集	11	ウ	155	定□書状				
	道命阿闍梨集	12	オ	156	某書状	7	△永仁 5 年正月 19 日以前		
	道命阿闍梨集	12	ウ	156	某書状				
	道命阿闍梨集	13	オ	156	某書状				
	道命阿闍梨集	13	ウ	156	某書状				
	道命阿闍梨集	14	オ	157	承空書状幷照空勘返状	8	△永仁 4 年 11 月 21 日	照空	隆寛律師抄
	道命阿闍梨集	14	ウ	157	承空書状幷照空勘返状			承空	玄義抄
	道命阿闍梨集	15	オ	157	承空書状幷照空勘返状				序文抄
	道命阿闍梨集	15	ウ	157	承空書状幷照空勘返状				
	道命阿闍梨集	表 17	ウ	158	某書状封紙	9	△永仁 5 年正月 19 日以前	蓮□（覚カ）御房	
	道命阿闍梨集	表 18	オ	158	某書状封紙				
	道命阿闍梨集	表 21	ウ	159	承空書状幷照空勘返状封紙	10	△永仁 5 年正月 19 日以前	照空	
	道命阿闍梨集	表 22	オ	159	承空書状幷照空勘返状封紙			清和院殿	
	道命阿闍梨集	表 23	オ	159	承空書状幷照空勘返状封紙			承空	
	道命阿闍梨集	24	オ	160	某書状	11	△永仁 5 年正月 19 日以前	教念房	後欠
	道命阿闍梨集	24	ウ	160	某書状			如覚房	
	道命阿闍梨集	25	オ	160	某書状				
	道命阿闍梨集	25	ウ	160	某書状				
	道命阿闍梨集	26	オ	161	某書状	12	△永仁 5 年正月 19 日以前		後欠
	道命阿闍梨集	26	ウ	161	某書状				
	道命阿闍梨集	27	オ	161	某書状				
	道命阿闍梨集	27	ウ	161	某書状				
	道命阿闍梨集	28	オ	162	導蓮書状（1）	13	△永仁 5 年正月 19 日以前		
	道命阿闍梨集	28	ウ	162	導蓮書状（1）				
	道命阿闍梨集	29	オ	162	導蓮書状（1）				
	道命阿闍梨集	29	ウ	162	導蓮書状（1）				
	道命阿闍梨集	30	オ	162	導蓮書状（2）	14	△永仁 4 年 10 月 6 日	導蓮	
	道命阿闍梨集	30	ウ	162	導蓮書状（2）			玄観御房	
	道命阿闍梨集	裏表紙	オ	162	導蓮書状（2）				
	道命阿闍梨集	裏表紙	ウ	162	導蓮書状（2）				

△は推定される年年月日を示す。紙背文書はその性格上、歌書の筆写年月日より早い。

以他本書加异
能々校合了
建仁二年四月十六日
道命法師
傅大納言道綱卿息
母
天王寺別当阿闍梨
永仁五年正月十九日
於西山善峯寺北尾
往生院菊房松窓
書留之了
承空
于時残雪満山似催於
春花薄氷結池不異
於冬水而已

これによると、建仁二（一二〇二）年四月に他本との校合を終えた祖本から、永仁五（一二九七）年正月十九日に承空が筆写し終えたというのである。この祖本が何かということが問題となるが、残念ながら伝存する資経本に

は『道命阿闍梨集』は見当たらないため、不明のままである。

また承空が往生院から見える光景を句として記している。三十葉にも及ぶ長編の歌書を筆写し終えた解放感であろうか。これ以外に、このような句を残している歌書は見当たらないのでめずらしい。この時、筆写をした場所が「西山善峯寺北尾往生院菊房松窓」と記されている。菊坊は、10『伊勢集』、18『山田集』、24『鴨女集』、34『藤三位集』、35『京極大殿集』、37『行尊大僧正集』、46『曽祢好忠集』の奥書に見えている。その数、八集を数える。「三鈷寺文書」には、往生院は「本堂一宇」のほか、「房三宇」であったと見える。先に、「静坊」が栖空の居所であったと触れたが、菊房は承空の居所であったと考えてもよさそうである。

この紙背文書は、筆写し終えた永仁五年正月十九日以前のものと考えられる。この二か月後の三月二十八日に、先に触れた『伊勢集』が筆写されているので、文書番号47・48と154の書状は、同じ時期に交わされたか、反故前に同じ分類に分けられていた文書であったなどが推測され、近しい関係であったと考えられる。そこで、文書154を見てみよう。

■文書番号154「承空書状幷藤原資経勘返状」（『道命阿闍梨集』8オ・8ウ・9ウ・9オ）

（前欠）

（異筆、以下同じ）

「給了」

「ー」「ー」「ー借進之候、」

家集令返進候、万葉十三四十九廿同一度二

「道命、安法、二帖進候、」

又申出たく候、今度許にて候へハ無心も中ゝ
不及申候、又良暹、永源、○（道命）、能因、□□（隆源）等候
者申請たく候、必も是等にて候ハすとも、何
にても可給候、今年中ニ必可返進候也、又
「ー」「ー給預候了、但直物いか程にて候哉、可承候、」
安楽集二帖或人放候しを取候て推進候、浄土
「ー猶も可給候也、」
書籍御志之由承候之間、随分懸于意候、善導
尺等未感得候、是も無点に候へハ点たく候へ
とも先進候、明春心閑申出候て可点進候欺、
「ー」
毎事期後信候、恐ゝ謹言、

「資経」

十一月五日　　承空

承空から家集が返却されたことに対し、資経は「ー」「給了」と確認をしている。また、この時に承空から「万葉十三四十九廿」が貸し出されたようで、資経は「ー借進之候」と受領した旨が一筆記される。その一方で、承空

はさらなる歌書の貸し出しを所望し、「良暹、永源、〇（道命）、能因、□□（隆源）等」を具体名として挙げている。

それに対して、資経からは「道命、安法、二帖進候」として、『道命集』と『安法集』が貸し出されている。この二書は、西山本（承空本）歌書に含まれており、西山本29『道命阿闍梨集』、同17『安法法師集』として伝来している。西山本29『道命阿闍梨集』も、同17『安法法師集』もともに永仁五年正月に筆写されている。前者は承空自身の手によって、後者は右筆によって筆写されている。何らかの理由によって、承空の手が回らなかったと考えられるが、こちらはカタカナではなく、漢字混じりひらがなで筆写されている。しかし、右筆が筆写したのは初めの一丁と最後の勘物と奥書だけで、中身は承空のカタカナで写されている。この二本の祖本は、この文書で借用した資経本であると考えてよい[35]。また、書状の十一月五日は、このような事情から、永仁四年十一月五日であったと考えられる。

このように、承空が藤原資経にあてた書状において、これほど多くの書名が出てくるものは例をみない。書き出してみると次のようになる。

・万葉（集抄か）
・良暹（集[36]）
・永源
・道命（阿闍梨集）本紙背に筆写。
・安法（集[37]）
・能因（集[38]）

・隆源[39]
・安楽集

である。最後の書籍「安楽集」は、承空が藤原資経に勧めた仏教書である。[40]このほか、承空は資経に勧めるべき「浄土書籍」について心にとめている様子がうかがえる。歌書の貸借と浄土書籍の貸借が、二人の人間的なつながりをより強固なものにしていたことがうかがえる書状である。

藤原資経→承空　歌書
承空→藤原資経　万葉抄・安楽集など浄土宗関係書

すなわち、和歌という文学（歌書の筆写活動）を仲介としながら、資経の抱く宗教的な信心と、それに応えようとする宗教者としての僧侶・承空の姿が浮かびあがってくるのである。

以上、三通の藤原資経関係の書状を検討した。推定される書状の日付や、貸し借りしている歌書の返却・貸出状況から考えると、三通の書状が出された順は以下のようになる。

(3)文書番号154　承空書状幷藤原資経勘返状（『道命阿闍梨集』）永仁四年かそれ以前の十一月五日
(2)文書番号47・48　承空書状並藤原資経勘返状（『伊勢集』）永仁五年かそれ以前の三月
(1)文書番号83　藤原資経書状（『清正集』）永仁六年六月

いずれも、栖空が示寂する前後を挟んでの交信であったことや、書状のやり取りが行われた場所には、西山往生

院のほかに「室町宿所」もあったことがわかった。

冷泉家時雨亭には、藤原資経が筆写した歌書が伝来する。それらは、資経本と呼ばれる。現存する資経本のなかに、永仁六年五月十五日の奥書を持つ『万葉集抄』がある。これを見ると、藤原資経は、承空から借りた『万葉集抄』などをもとに、この筆写を五月十五日に終えていることがわかる。[41] 現在伝存する西山本には、『万葉集』に関する書籍は伝わらない。西山本の伝来過程において失われたのか、それとも何らかの理由で藤原資経のもとから返却されなかったのか、今となっては不明である。永仁六年に出された資経の書状(1)を最後に、西山本の紙背文書の中から資経の姿は見えなくなる。承空と資経の関係に何らかの変化が起きていると考えられる。それを解明するには、西山本と資経本の関係を見直さなければならないであろう。資経本と西山本の関係については、先に触れたこともあるが、本考察で得た承空と藤原資経の人的なつながりと、彼らが有する歌書を介在とするネットワークの広がりについては、今後も発展的に考えていきたい。

おわりに

西山本（承空本）は、鎌倉後期に京都西山にて筆写された歌書として貴重[42]なだけでなく、今日に至るその伝来過程も重要である。[43] さらに、歌書の紙背に残る文書（紙背文書）からは、当該期に西山・往生院や承空の周辺の人々さまざまな息遣いを伝えてくれる。まだまだ、検討すべき課題は尽きないが、本稿で得られた乏しい成果をまとめたい。

本稿では、紙背文書から、鎌倉後期――永仁年間（一二九三～一二九九）――の西山往生院の生活の一端と歌書をめぐる承空と藤原資経との交流を明らかにすることを課題として設定した。

1　西山本紙背文書を検討する際に、「紙の移動」を考慮することは意味のあることである。紙背文書と歌書の両側面から検討を行うことは、歌書の筆写活動が、文化的な活動であると同時に、きわめて政治的な背景を持つものであったことを解明する手掛かりとなる。

2　仏事関係の紙背文書から、永仁五年から六年にかけて、西山往生院に住侍した僧侶や往来した僧侶が合わせて三、四十名ほどいたことが判明し、大寺院ではない、洛外の中規模寺院の生態とネットワークの一端をうかがい知ることができた。

3　歌書の貸借関係が注目されてきた、藤原資経と承空との間で交わされた書状の検討から、貸借された歌書だけではなく、歌書の貸借が媒介する両者の人間関係が鮮明になった。文学を仲介としながら、藤原資経が抱く宗教的な信心とそれに応えようとする宗教者としての僧侶・承空の姿が浮き彫りになった。

鎌倉御家人宇都宮氏に出自を持つ承空が、京都の小寺院である西山・往生院に住侍していたことは、宇都宮氏の鎌倉と京都を結ぶ社会活動とは無縁ではない。宇都宮氏は、祖父の頼綱（蓮生）の時代から、京都の藤原定家と結びついて、和歌を通じた文化・政治活動を行っていた。頼綱は出家後に、浄土宗の教祖である法然、さらには証空に師事したので、仏教界とのつながりも深い。このため、当該期の和歌、宗教、経済活動など複層的な活動の結節点にいた人物の一人が、承空であったといえる。

また、永仁年間という時代にも留意しなければならない。当該期の前後は、勅撰和歌集の選者の地位をめぐる二

条・京極・冷泉諸家の対立が激化している時期でもある。これは、天皇家における皇位継承の両統迭立（持明院統と大覚寺統）と深く結びついていることは自明である。さらに、そのような視点から、「室町宿所」という承空の拠点が、いかなる政治や経済活動のネットワークにあったのか、ということは今後も検討していかなければならない。今回の考察対象とした紙背文書は五通に過ぎない。今後更なる紙背文書考察の積み重ねが必要である。また、その過程で、それまでの仮説の一部を修正せざるを得ない状況が生じると考えられる。

両統迭立期における、勅撰和歌集の選定という文化事業をめぐる政治的駆け引きや歌書の筆写や集積に着目してきた文学による研究、宇都宮氏に代表される東国と京都を結ぶ政治・経済活動の実態を解明してきた歴史学による研究、さらには鎌倉新仏教とも称される仏教の興隆期における小寺院の意義に関する宗教学・仏教史による研究を結びつけるために、拙い小稿がひとつの布石となることを期しつつ、ひとまず筆を擱きたい。

注

（1）掃部光暢・水野克比古『京都の古寺から　十九、善峯寺』（『善峯寺』（淡交社、一九九七年））。

（2）多賀宗隼『人物叢書　慈円』（吉川弘文館、新装版は一九八九年、初版は一九五九年）。

（3）証空に関する研究は少なくない。菊地勇次郎「西山義の成立―西山往生院の展開―」（『源空とその門下』所収、宝蔵館、一九八五年、初出一九五五年）、吉田清「善慧房証空」（『源空教団成立史の研究』所収、名著出版、一九九二年）など。大山喬平編著『京都大学文学部　博物館の古文書9　浄土宗西山派と三鈷寺文書』（思文閣出版、一九九二年）では、三鈷寺文書から、特に所領の伝領関係から往生院の創立と伝領過程を明らかにした。後述する拙稿Aも参照。

（4）栃木県立博物館特別企画展図録『中世宇都宮氏―頼朝・尊氏・秀吉を支えた名族―』（二〇一七年）を参照。本書には三鈷寺所蔵の「宇都宮系図」（室町期写本）一巻、「同」（江戸期写本）一巻、「蓮生像」一幅、「証空像」一幅が見える。また、兵庫県西

宮市浄橋寺蔵「善恵上人伝絵」には、法然の講義を受ける蓮生と証空に法然の書状を手渡す蓮生や、往生院に多宝等を建立する蓮生の姿が描かれており、法然と証空を結ぶ存在であったことがわかる。また、多宝塔を立てたのち、八条宿所で蓮生が念仏を唱えながら入滅した場面も描かれている。三鈷寺の華台廟には、証空と蓮生が祀られている。本図録の冒頭の永村眞「中世宇都宮氏とその信仰」では、社壇「宇都宮」に設置された念仏堂と止住した念仏衆、そこで行われた行・義について述べている。「三鈷文書」天福二（一二三四）年六月九日北条重時書状案（『鎌倉遺文』四六七〇号）によれば、頼綱は五月二十八日付で島津忠直が記した去状（『同』四六六八号）をもとに、山背国上久世荘内六町三段の土地の所有を六波羅探題の北條重時に認められ、当寺に寄進している。さらに永村眞「中世宇都宮氏とその信仰」（江田郁夫編『中世宇都宮氏―一族の展開と信仰・文芸―』所収、戎光祥出版、二〇二〇年）では詳説している。宇都宮氏の活動については市村高男「中世宇都宮氏の成立と展開」（『中世宇都宮氏の世界』所収、彩流社、二〇一三年）、山本隆志「関東武士の都・鄙活動―宇都宮頼綱―」（『東国における武士勢力の成立と発展』所収、思文閣出版、二〇一二年、初出二〇〇六年）、木村真理子「鎌倉時代京都周辺における宇都宮氏の活動と人的つながり」（『栃木県立文書館研究紀要』二十一号、二〇一七年）、江田郁夫編『中世宇都宮氏（戎光祥中世史論集9）』（戎光祥出版、二〇二〇年）など。

（5）三鈷寺ホームページ https://sankoji-kyoto.com/access/（二〇二三年十月三十日閲覧）。証空の京都、特に祇園小坂での活動については、高橋慎一朗「証空の小坂住房をめぐる一考察」（『日本中世の権力と寺院』所収、吉川弘文館、二〇一六年、初出一九九八年）を参照。また、西山派と二条家との接点については、同「西山派と二条家の人々」（『同』所収、初出一九九七年）でも触れられている。大山前掲注（3）では、法系の継受とともに、観性と慈円、慈円と証空の関係を三鈷寺文書から綿密に分析する。特に、建保三年正月付阿闍梨寛縁・聖弘注進状は、当時の往生院の経済的基盤を考える上では重要である。それによれば、往生院には「房三宇」「本堂一宇」から構成されていたことが知られる。

（6）後述する拙稿Aを参照。

（7）京都における拠点として、『宇都宮市史三　通史編・中世』（一九八一年）では、三つの拠点を上げている。一つ目は、錦小路と富小路の交差点にあった宇都宮邸（現在の京都市中京区東魚屋町・鍛冶屋町周辺）。『明月記』嘉禎元（一二三五）年閏六月二十日条による。山本前掲注（2）論文によれば、八条にも「宿所」を持っていた。また、頼綱妻（藤原為家の室の母）の京内の居所も流しておく必要があるとする。一二八頁。二つ目は、洛南にあったとされる蓮生寺（現在の京都市西京区下津林楠

町）に蓮生塔が残る。https://jakyoto.travel/tourism/single01.php?category_id=8&tourism_id=937（二〇二三年十二月二日閲覧）。三つめは、嵯峨の小倉山周辺にあった中院山荘（現在の京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町あたり。厭離庵周辺とも、二尊院周辺とも、常寂光寺周辺ともいわれる）。前掲した『宇都宮市史』では、この中院山荘は、湛空が法然の遺骨を納めた二尊院周辺であることに意味があるとする。一九〇～一九二頁。

（8）『信生法師日記』（新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年）。下野新聞社編集局編『中世の名門宇都宮氏』（下野新聞社、二〇一九年）も参照。前掲注（7）『宇都宮市史』、二九三～三〇五頁。

（9）天台宗の僧定照と法然の弟子隆寛との『選択本願念仏集』をめぐる論争が激化し、延暦寺の衆徒が、専修念仏者を弾圧する行動に出た。さらには、天台座主が朝廷に、隆寛・幸西・空阿・証空など浄土宗僧の流罪と、東山にある法然の墓の破壊、法然の遺骸を鴨川へ破棄することを訴えた。先手を打った空阿たちが、法然の遺骸を掘り起こし、蓮生らと鎌倉御家人に守られて、嵯峨の二尊院、太秦の広隆寺、さらに西山粟生の念仏三昧院に運びこんだ。その地で荼毘に付された。念仏三昧院は、もともと蓮生（熊谷直実）が開いたが、嘉禄の法難ののち、勅額を賜与されて、光明寺となった。京都市知恩院蔵『法然上人絵伝』巻四十二にはその様子が描かれている。

（10）『宇都宮家弘安式条』（『宇都宮市史二　中世資料編』所載、一九八〇年、八三～九五頁）第二条には、「累祖之氏寺」として、神宮寺（下野国宇都宮）、尾羽寺（地蔵院阿弥陀堂、下野国芳賀郡）とともに、京都西山にある往生院、善峯堂らの堂塔庵室等を修理すべきことを掲げている。

（11）拙稿A「歌僧・承空の基礎的考察―『篁物語』書写の歴史的背景―」（『国士舘人文学』九号、二〇一九年）。同B「西山本（承空本を含む）の基礎的考察―花押と奥書から見た筆写活動―」（『同』十一号、二〇二一年）。同C「承空本（西山本）『小野篁集』紙背文書に関する覚書―鎌倉末期における西山往生院と室町「周辺」―」（『同』十二号、二〇二二年）。同D「中世藤原家における歌書の伝来と西山本（承空本を含む）―御子左家の分裂と歌書群の伝来過程―」（『同』十三号、二〇二三年）。同F「『篁物語』の成立と篁伝承の展開―小野篁の実像と虚構をめぐって―」（『同』十四号、二〇二四年公刊予定）。

（12）藤本孝一「解題・本巻所収紙背文書の書誌」（冷泉家時雨亭叢書『冷泉家歌書紙背文書　下』所収、朝日新聞社、二〇〇七年）。

（13）藤本前掲（12）論文によれば、②の料紙の使い方をしているのは、『増基法師集』であるという。また、『大中臣輔親集』や本稿でも触れる『伊勢集』、『貫之集　下』なども特徴的な料紙の綴じ方をしているとされる。

(14) 拙稿C参照。
(15) 拙稿D参照。
(16) 中村一夫「『篁物語』諸伝本の分類と古態性についての試論」(『国士舘人文学』十二号、二〇二二年)、同「『篁物語』の表現の古態性—音便形を中心にして—」(『同』十三号、二〇二三年)。松野彩「承空本『小野篁集』注釈の試み(1)—篁と異母妹の出会い—」(『同』十二号、二〇二二年)、「承空本『小野篁集』注釈の試み(2)—篁と異母妹の出会い(後半)・師走の月夜の場面—」(『同』十三号、二〇二三年)。
(17) 拙稿B参照。
(18) 「文化遺産オンライン」で京都国立博物館蔵「三鈷寺文書」(十一通)を閲覧することができる。https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/134347(二〇二三年十一月九日閲覧)。それによれば、この十一通は一巻に仕立てられて、「その内容は三鈷寺領山城国紀伊郡石原庄、京都府乙訓郡長岡庄、富坂庄の伝領関係文書で、立券あるいは雑役免等平安時代における三鈷寺領の成立、運営の実状を明らかにして」いるとされる。
(19) 拙稿C参照。論文。
(20) 吉田前掲注(2)論文によると、建保四年に松尾坊一宇を証空は聖弘から譲り受けている。ここは観性の居所であった。栖空は北尾。
(21) 拙稿D参照。
(22) 藤平泉「正応・永仁期の歌書書写活動について—善峯寺往生院における文学活動—」(『古典論叢』十七号、一九八七年)。藤平氏は、時雨亭文庫所蔵承空本が公刊される以前の研究成果であるが、承空の筆写活動を取り上げた最初の専論である。
(23) 藤本孝一『本を千年つたえる』(朝日新聞出版、二〇一〇年)。
(24) 『尊卑分脈』二巻二八頁。
(25) 国際日本文化研究センター・和歌データベースによれば、「拾遺集」頃までには既に成立していたかとする。https://lapis.nichibun.ac.jp/waka/waka_i094.html(二〇二三年八月十八日閲覧)。
(26) 『冷泉家時雨亭叢書　承空本私家集　上』(朝日出版社、二〇〇二年)新藤協三氏による解題。
(27) 田中倫子「解題・一　承空本」(冷泉家時雨亭叢書『冷泉家歌書紙背文書　下』所収、朝日新聞社、二〇〇七年、一〇六頁)。

(28) 田中前掲注（27）「解題」、一〇二頁。
(29) いわゆる満中陰のことか。四十九日が過ぎたとすると、六月五日以降に本状がしたためられたと考えることができる。
(30) 拙稿Cも合わせて参照。
(31) 承空と資経の、「万葉抄」の貸借については、解釈がわかれる。藤本孝一氏は、資経が、承空に貸したと解釈されている（前掲注（23）著書『千年本をつたえる』、一一〇～一一一頁）。一方で、田中倫子氏は、資経が承空から借りたものと解される（前掲注（27）「解題」、一〇二頁）。
(32) 平野由紀子校注「伊勢集」・解説（新日本古典文学大系『平安私家集』所収、岩波書店、一九九四年）。
(33) 田中前掲注（27）「解題」、一〇二頁。
(34) 藤本孝一前掲注（23）著書、一一〇頁。同（「冷泉家時雨亭文庫蔵本の書誌学　その十六　伝来の歴史」本叢書第五十巻月報、二〇〇六年、および「同　その二十　伝来の歴史」本叢書第七十一巻月報、二〇〇七年）で既に述べられている。
(35) 『安法法師集』の資経本20は、「永仁二正七書了」と見え、この日三つの歌書を藤原資経は筆写したことが記されている。『冷泉家時雨亭叢書　資経本私家集　二』（朝日新聞社、二〇〇一年）。
(36) 天台宗の僧侶で、晩年は雲林院に住持したという。歌人として、長暦二（一〇三八）年の「権大納言師房家歌合」など歌合せに参加している。「後拾遺和歌集」以下に入集。
(37) 僧侶で歌人。嵯峨源氏の出身で、左大臣を務めた源融は曽祖父にあたる。の曾孫にあたる。父は内蔵頭・源適。母は大中臣安則の女。『拾遺和歌集』以下の勅撰和歌集に十二首が入集。家集に『安法法師集』がある。
(38) 僧侶で歌人。『後拾遺和歌集』以下の勅撰和歌集に六十七首が入集。歌集に『能因集』があり、歌学書『能因歌枕』なども表わしている。
(39) 天台宗の僧侶で歌人。父は藤原通宗。叔父にあたる藤原通俊を補佐して『後拾遺和歌集』の編集にあたった。「堀河院百首」の歌人のひとり。『金葉和歌集』以下の勅撰集に十首が入集。
(40) 田中前掲注（27）「解題」、一〇二頁。『安楽集』は、中国・唐僧の道綽の記した著作で、浄土宗においては重要な書籍とされていた。浄土宗全書テキストデータベース・WEB版新纂浄土宗大辞典（http://jodoshuzensho.jp/daijiten/index.php 二〇二三年十一月三十日閲覧）。

(41)「万葉集抄」の奥書には、

永仁六年五月十五日書写了。本不審多。定狼藉事歟。
抑此抄範永朝臣撰之由伝聞、又奥載彼名字。
然者雖不可有疑、今抄見手柏之尺、範永朝臣任大和国司之時、過奈良坂云々。
件朝臣為自抄者、何可載朝臣之字哉。今案若範永以後之人撰之歟。
以証本可尋校也。
藤原資経（花押）

おそらく承空から借用していた書籍も座右にあったのではないかと考えられる。竹下豊「解題」（『冷泉家時雨亭叢書39　金沢文庫本萬葉集　中世万葉学』所収、朝日新聞社、一九九四年）。

(42) 拙稿F参照。

(43) 拙稿D参照。

[付記]

本研究は、公益財団法人三菱財団人文科学助成（二〇二二年度・「西山本（承空本）紙背文書の基礎的研究―中世における西山往生院・承空を取り巻く人的ネットワークの解明―」）による研究成果の一部である。西山本（承空本を含む）紙背文書の整理とデータ化を実施した。この文書は、京都冷泉家の時雨亭蔵書であるため、整理、データ化にあたっては、朝日新聞出版『時雨亭叢書』に収められている『冷泉家歌書紙背文書上・下』（朝日出版社）を使用した。また、整理とデータ入力については、本学大学院修士課程の田中雄大・安原由雅両氏の尽力を得た。ここに謝意を表する。